

平成25年知立市議会 6月定例会企画文教委員会

1. 招集年月日 平成25年6月17日（月） 午前10時00分

2. 招集の場所 第1委員会室

3. 出席委員（8名）

安江 清美	田中 健	山崎りょうじ	池田 滋彦
神谷 文明	水野 浩	久田 義章	高橋 憲二

4. 欠席委員

なし

5. 会議事件説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 郁夫	副 市 長	清水 雅美
企 画 部 長	清水 清久	協 働 推 進 課 長	野村 裕之
企 画 政 策 課 長	池田 立志	総 務 部 長	今井 尚
総 務 課 長	岩瀬 博史	安 心 安 全 課 長	高瀬 季治
税 務 課 長	小笠原忠利	会 計 管 理 者	鈴木 健一
監査委員事務局長	高木 洋幸	教 育 長	川合 基弘
教 育 部 長	加古 和市	教 育 庶 務 課 長	石川 典枝
学 校 教 育 課 長	伊藤 武男	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	佐藤 豊
文 化 課 長	鶴田 常智		

6. 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	成田 春夫	議 事 課 長	島津 博史
議 事 係	加藤 智也		

7. 会議に付した事件（又は協議事項）及び審査結果

	事 件 名	審 査 結 果
議案第41号	知立市税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第42号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例	〃
議案第44号	知立市基金条例の一部を改正する条例	〃
議案第46号	平成25年度知立市一般会計補正予算（第2号）	〃
陳情第3号	日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出を求める陳情書	採択
陳情第4号	公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書	不採択
陳情第5号	ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第6号	住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書	〃

	地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、国家公務員の	
陳情第7号	「賃下げ」に連動した地方公務員の賃下げの強要を行わないこ とを求める意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第8号	消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書	〃
陳情第9号	オスプレイ配備、本土上空での訓練反対、普天間基地無条件閉 鎖、辺野古「移設」に反対する意見書の提出を求める陳情書	採択
陳情第10号	憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3 原則・武器輸出禁止3原則の厳正遵守することを求める意見書 の提出を求める陳情書	〃
陳情第11号	国防軍の設置に反対し9条を守り、第96条の「改正」に反対す る意見書の提出を求める陳情書	〃

午前9時59分開会

○山崎委員長

おはようございます。定足数に達していますので、ただいまより企画文教委員会を開会します。

本委員会に付託されました案件は13件、すなわち議案第41号、議案第42号、議案第44号、議案第46号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号です。これらの案件を逐次議題とします。

なお、陳情第3号から陳情第11号までの9件につきましては、趣旨説明の希望があります。

まず、この委員会の冒頭で趣旨説明を行い、陳情の審査につきましては、本委員会に付託されました議案の審査が終了した後に行いますので、御承知をお願いします。

それでは、陳情提出者の趣旨説明を行います。

初めに、手順を説明いたします。

説明者の方は、お名前をお呼びしましたら、正面の説明席に着いていただきます。そして、趣旨説明をしていただきます。説明の時間は1件につき5分で、複数の件数の場合はまとめて10分程度といたします。説明終了後、説明に対する委員の質問を行います。質問終了後、説明者の方は傍聴席に移動していただきます。なお、説明及び質問の応答の際は、説明者並びに委員は委員長が指名しましたら、その場で立って行ってください。

それでは、陳情第3号の提出者代理人、藤山幸男さん、説明席にお座りください。

藤山さん、陳情第3号の趣旨説明をお願いいたします。

○藤山幸男氏

日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出を求める陳情書の趣旨説明。

貴重な時間を私ども核兵器全面禁止の陳情に配慮していただき、大変ありがとうございます。

私は、あいち平和行進西三河連絡会事務局をしています平和委員会の藤山幸男と申します。

先日6月3日の平和行進の表敬訪問では、あい

ち平和行進協働連絡会の要請のお願いに対し、誠意ある回答をいただき大変ありがとうございました。そのときに、核兵器全面禁止のアピール書面に市長、議長一緒に署名していただき、大変ありがとうございました。また、市長、議長にはみずから出発集会に御参加してくださり、心温まる御挨拶をいただきました。会場での拍手の大きさが何よりもそれを物語っていると思います。改めて会を代表いたしまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

平和行進は、核兵器廃絶と平和を求める運動で全国47都道府県、11のコースに約10万人が参加しています。被爆国民の原水爆禁止の願いを草の根から広く結集する国民的共同の行動として定着しています。ことしで56回目を迎えています。私は、愛知県内の当市行進を毎年歩き続けています。ことしで11年連続となりました。2010年には、ニューヨークで行われましたNPT再検討会議に参加して、全国から1,500名、愛知から131名が参加しました。署名は全国で691万2,082提出してきました。ニューヨークでの行動は、繁華街での署名活動、交流集会など盛りだくさんでした。エピソードには事欠きませんでした。最大のイベントは、署名を国連本部まで届ける大パレードです。まず、集会は道路上で約2時間、午後1時から始まりましたので、5月といってもとても暑い日でした。倒れる人もいました。水分補給でコンビニには長い列ができていました。集会は、日本でしたら公園とか広場で行われると思いますが、道路規制を長時間かけても平気なのかと、こちら側が心配するほどでした。1万人を越す集会、道路の片側いっぱいになり、何100メートルと続く大行進です。そのパレードは、自由に勝手気ままな行進でした。音楽隊あり、踊りあり、衣装も民族衣装、その姿には目を引きました。日本からはほっぴ姿、女性の浴衣姿など、何でもありという感じでした。林立するビル、世界が集まる人々で、ニューヨークはまさにお祭り気分でした。しかし、私たちの目的は一つ、世界から核兵器をなくし、戦争のない社会、平和な社会をつくることです。今、北朝

鮮の核開発をめぐって軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段として日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも極めて重要になっています。ことし2月には、知立市長も加盟してみえる平和市長会議が日本政府に対して核兵器禁止条約の早期実現に向け、具体的な交渉開始のリーダーシップを求める要請書を提出しました。4月22日から5月3日までのスイスのジュネーブで行われましたNPT再検討会議第2回準備委員会におきまして、私たちは276万筆の署名を提出し、原爆パネル展などを行ってきました。しかし、その中で南アフリカなど、今では80カ国以上が賛同しました核兵器の人道的影響に関する共同声明に対して、日本政府は賛同を拒否しました。被爆地広島市の市長を初め世界各地から疑問や非難の声が上がりました。私たちは、世界から核兵器をなくすため、ジュネーブでも世界各国政府に働きかけ、原爆パネル展を開催し、被爆者証言を行ってきました。世界が核兵器をなくすために真摯に努力を重ねている今こそ、被爆国として日本政府こそが先頭に立って、核兵器をなくすための積極的な発言が求められています。つきましては、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書を国へ提出していただきますよう心よりお願い申し上げます。

2013年6月17日、あいち平和行進共同連絡会、西三河連絡会事務局、藤山幸男。

○山崎委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いします。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質問なしと認めます。これで陳情第3号の趣旨説明を終わります。

藤山さん、傍聴席にお戻りください。

次に、陳情第4号から陳情第11号までの提出者代理人、永井和彦さん、説明席にお座りください。

それでは、永井さん、陳情第4号から陳情第11

号までの趣旨説明をお願いいたします。

○永井和彦氏

陳情第4号から第11号の趣旨説明をいたします。自治労連の永井といたします。よろしく願いいたします。

まず陳情第4号、公共サービス基本法と公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情ですが、公共サービス基本法第11条では、国及び地方公共団体は安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施するようにするため公共サービスの実施に充実するものの、適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関して必要な処置を講ずるよう努めるものとするというふうになっております。公共サービスに従事する労働者の適正な賃金、労働条件と雇用の安定、継続保証させる形での公契約法並びに公共サービス基本法の確実な実施を求める意見書の採択を求めます。

次に、陳情第5号ですが、ILOの第94号条約の批准の問題です。

ILOの94号条約の趣旨は、住民の税金を使う公的事業で利益を得ている企業は、労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者たる公的機関はそれを確保するための責任を負っている、こういう考え方に基いてILO条約第94号はできています。そのILO第94号条約を国に対して早期に批准するよう求める意見書の提出を求めるのが陳情第5号の趣旨であります。

次に、陳情第6号、行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情ですが、今、自公政権は道州制の導入を掲げて、道州制基本法案の国会の提出を目指しています。道州制の導入は、国民の命や暮らしを守る国の責任を地方自治体に転嫁するもので、大都市圏への新たな集中を招くものです。さらなる市町村合併が強要され、地域間格差や農山漁村の衰退が進み、住民と行政の距離が遠くなり、福祉や教育との住民サービスも切り捨てられることが懸念されています。全国町村会を初めとして、自治体からの反対も多く起こっています。住民に身近な行政を後退させ、暮らしを破壊する道州制の導入は行わないことな

どの意見書の提出を求めるものであります。

次に、陳情第7号、地方交付税と自治体財政の充実を求める意見書の提出を求める陳情であります。

国庫補助負担金の補助率の引き下げや地方交付税の大幅な削減等によって、地方自治体は深刻な財政危機に直面し、地域間格差が進行しています。少子高齢化への積極的な対応や雇用対策、環境保全対策、災害対策や安全対策など、地域の行政需要はますます増大しています。地方自治法に定める住民の福祉の増進を図る地方自治体の役割を發揮させるために、地方財政の充実強化や補助金と交付税の増額が求められています。よって、地方自治拡充のために地方交付税、国庫負担金補助金の増額を行うことを求める意見書の提出を求める陳情であります。

次に、陳情第8号、消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情であります。

消費税は、低所得者の方ほど負担が重く、不公正な税制であることが各方面から指摘されています。とりわけ高齢者や失業者の方など、負担増ははかり知れないものがあります。また、中小零細事業者、とりわけ小売業者は6割近い人が消費税を価格に転嫁できない、こういう状況が生まれています。消費税は公正な負担ではなく、社会的弱者に対して極めて負担の重い税制となっています。公正な税制を確立するために、まず政党助成金の廃止や大企業・大資産家優遇税制の廃止、軍事費をなくすなど、そういう減免措置を直ちに是正すべきです。また、無駄な公共事業や大企業富裕層への優遇税制、米軍への思いやり予算をやめれば、消費税を増税しなくても十分財源は確保できます。以上の理由から、消費税増税に反対する意見書の提出を求めるものであります。

続きまして、陳情第9号、オスプレイ配備の問題であります。

米軍の普天間基地は、世界一危険な基地というふうに言われています。その基地にさらに危険なオスプレイを配備することは、基地周辺の住民の命と健康をさらに危険にさらすこととなります。

日本政府が日本の国民、沖縄県民の命を守るために、直ちにアメリカに対してオスプレイの配備撤回と、普天間基地の無条件閉鎖と辺野古への移設反対の姿勢を伝えることを求めるものであります。

続きまして、陳情第10号、憲法第9条を守り、非核3原則・武器輸出3原則を厳守することを求める意見書の提出を求める陳情であります。

憲法の前文では、我らは、全世界の国民が等しく、恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するとして、第9条で戦争放棄と戦力及び交戦権の否認を定めています。また、日本が世界で唯一の被爆国であり、原子爆弾の出現が広島・長崎を繰り返すなどして日本国憲法の原点にもなっています。ところが、安倍自公政権は、非核三原則や武器輸出禁止三原則を軽視して、核武装発言が行われたり、憲法改正、集団的自衛権行使を公然と掲げています。日米同盟強化を盾に、アメリカ軍による核兵器の持ち込みや武器の輸出は許されるものではありません。したがって、核兵器のない世界を目指すこと、非核三原則・武器輸出禁止三原則の厳正な遵守を求める意見書の提出を求めるものであります。

最後に、陳情第11号、国防軍の設置に反対して第9条や第96条の改正に反対する意見書の提出を求める陳情であります。

安倍自公政権は、憲法第9条を改正して国防軍を設置する、また集団的自衛権の行使も公然と掲げています。日本国憲法は、アジア諸国や太平洋地域で2,000万人以上の人々が、また国内でも300万人を犠牲にしたかつての侵略戦争に対する反省から生まれたものです。二度と戦争を繰り返さないことを世界に宣言したのが日本国憲法です。立憲主義、平和主義、基本的人権という原則を明記した日本国憲法は、人類が到達した叡智を結集した憲法となっています。また、研究者からも政治的多数を占める特定党派や特定の価値観によるその場の短慮で変更されては困るため、あえて高いハードルを課していると要件が厳しいことで、改正員は幅広い層の同意を得ることが必要となっているというふうに言われています。よって、日本

国憲法第9条を改正しないこと、第96条を改正しないことを求める意見書の提出を求めるものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

○山崎委員長

趣旨説明が終わりました。

次に、質問等がありましたら、発言をお願いいたします。

（「質問なし」と呼ぶ者あり）

○山崎委員長

質問なしと認めます。これで陳情第4号から陳情第11号までの趣旨説明を終わります。

永井さん、傍聴席にお戻りください。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された案件を議題としていきます。

議案第41号 知立市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

○高橋委員

市税条例の改正につきまして、議案参考資料の1ページ、2ページ目の変更点について、本会議での変更の内容をただした質疑がありました。本日それに該当する資料を若干御提供いただいたんですが、改めてその資料の内容について説明を求めたいと思いますが、いかがですか。

○税務課長

委員会のほうに配らせていただきました資料について、説明のほうをさせていただきます。

まず、資料のほうの1ページですけども、ふるさと寄附を行った場合の個人住民税での控除の関係が、国のほうが平成26年度から新しく復興特別所得税率というものを課税していきますので、寄附金額に対する軽減額は変わりませんが、市と国との比率が若干変わるといってございま

す。

それと、ふるさと納税に対しまして、うちのほうで平成25年度の実績から算定しますと、大体2.1%分に該当しますが大体1万円程度の金額で変わってくるのかなというふうに考えております。

次に、資料のほうの2ページ目でございますが、この住宅借入金特別控除、これにつきましては、平成26年1月1日から期間を延長したわけですが、平成26年4月からは消費税の導入をいたしますので、その分平成26年4月からは、そのパーセントを早くて所得税で引き切れなかった分を市民税のほうから引くわけですが、その限度額を5%から7%まで延ばしますよというものでございます。ただし、これにつきましては、もし消費税が伸びなかったときには、反対に、ここにはちょっと揭示してございませぬけども、一番最後で東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例、附則の第24条がございまして、こちらのほうも同じなんですけども、こちらの第24条のほうは、反対にもし消費税が上がらなくても、東日本大震災の地域につきましては5%ではなくて7%、消費税が上がらなくても使っていきますよというふうな改正でございまして。

それと最後に、本会議のほうで質問がありました、優良住宅地等の造成のための譲渡ということで資料をつけさせていただきましても、これにつきましては、税のほうにおきましては、国税のほうにおきます長期譲渡所得の申告のときに関係してくるものでございまして、市税のほうには関係してきませんが、優良住宅地ということで、資料として、建築課のほうが持っております優良住宅と優良住宅地というものの基準値のものを資料としてつけさせていただきました。

以上でございます。

○高橋委員

地方税法の詳細、なおかつ細かい改正点について、その全てを手のひらに乗せて、なかなか解明するのが困難というのは本会議のやりとりでもございました。しかし、若干今の説明を踏まえてた

だしておきたいという点があるんですが、それは別表の2段目のところですが、公益法人等が認定こども園設置のため寄附財産を贈与する場合において、非課税特例の継続を適用するというので、認定こども園という一つの国の政策に協力する公益法人の非課税特例の継続を認めると、こういう中身なんです、本会議でも若干やりとりがあったんですが、この中で公益法人等が認定こども園を設置するため寄附財産を贈与する場合となっているんですが、寄附財産を贈与するのは具体的にどういうことを意味してるんでしょうか、少し教えていただきたいと思います。

○税務課長

ここでいう寄附財産につきましては、その前に特定贈与等を受けた公益法人等ということで、幼稚園・保育園をやっているときに寄附を受けた財産のうち、今回事業の用に供されてる財産を贈与するものに対して、前の公益法人と認定を受けたものとみなされると。

○高橋委員

あなたがわかってないんだから、こちらがわかりっこない。これは、国がお決めた地方税法の文言上の解釈を我々が今やっとするわけでして、ちょっと心もとない。ただ、当市には、認定こども園を指導する団体が存在していないというふうに理解しておりますので、この改正案は具体的な内容として軽減措置が適用されるということは起きないだろうというふうに思っておりますが、今の御説明でちょっとわからんのは、公益法人等が現在も保育園をやっていると、例えば保育園とか幼稚園をね、そういう前提に立つてるんでしょうか。その法人が、現在寄附財産としていただいている、贈与を受けたもの、寄附財産としてその法人が贈与を受けたものがあって、それを認定こども園に園自身が姿を変えたときに、その寄附された財産を引き続き認定こども園に贈与した場合の税法上の措置をここで取り決めたと、こういう理解でよろしいですか。

○税務課長

そのとおりでいいと思います。

○高橋委員

ちょっと心もとなくて、本当にそのとおりでいいんですか。ちょっとこの内容、さっき言った大前提は、今、知立市内に認定こども園をやろうという団体もなければ、市のほうも公立保育園を認定こども園にするという方針もないということを明言されてるので、それ以上突っ込んだ議論が、この税法上の改正について要るのかどうか、ちょっと無理だとか。要するに、この項目は、認定こども園を推進するために税法上の措置を加えたいということなんだが、その税法上の軽減措置に該当する財産とは一体何なのかということが極めて明確にならないんですね。寄附財産を贈与する場合というふうになっているので、税務課長、そこがもうちょっと解明できれば答弁していただきたいし、この贈与税の軽減が個人市民税の軽減に連動してくるということでしょう。贈与税は地方税じゃありませんけども、それは個人市民税に連動してくるということの意味してるんですか。

○税務課長

贈与する財産につきましては、特定贈与等を受けた公益法人が入る、現在、幼稚園だとか保育園をやっている法人なんです、それが贈与するものとして、財産としましては、事業のように供されているものを贈与した場合に、他の公益法人に贈与した場合にこの条文が適用されるというものでありまして、贈与の日の前日までに事項を記載した書類を税務署長を通じて国税庁長官のほうに提出したときに、初めてみなすというふうには認定されるものであります。贈与税ですので、市のほうの影響はと言われますと、私のほうでは、これが非課税ということになってくれば、市のほうの市税のほうには影響はしてこないものと判断しております。

○高橋委員

贈与税は市税ではないので、ここでいう贈与税の非課税特例を継続するところに書いてあるんですが、それを受ける税目は、個人市民税となってるわけでしょう。これ、個人市民税に影響があるから、こういううたい方をするわけですよ。今

の答弁は、それは影響ないんだと、贈与税が減ろうがふえようが市民税には関係ないと、こういうふうに私も理解するんですが、なぜこれが地方税にリンクしてくるんでしょうか。

○税務課長

公益法人ですから、法人市民税に影響が出てくるものと思います。

○高橋委員

寄附財産の贈与がどういうふうに影響してくるんですか。

○税務課長

ちょっと申しわけございません。今すぐはちょっとお答えできません。

○高橋委員

ちょっとお互いに研究してみたいと思うんですが。なかなか難解なんですよ、地方税法の改正というのはね。そういうことをきょうは、理事者側で本来きちっと答弁していただかなきゃいかん方なんですが、国の事務局に基づいて、こういう条例案を出してみえるわけですので、そこはひとつ今後お互いに研究したいと。また、今の私の指摘について明確になりましたら、文章で当委員会にお出しいただくというふうに委員長にお願いしておきたいと思います。

○山崎委員長

よろしいでしょうか。

○税務課長

調べさせていただいて、報告させていただきます。

○高橋委員

その他幾つか税法上の改正があるんですが、先ほどの説明では、住宅ローン減税ですね、これについては消費税の増税を前提に、5から7に減税額を上げて対応すると。ただし、消費税増税ができなかった場合、私たちはしてほしくないと思っているわけですが、できない場合には、現行の軽減税率に附則で読みかえると、こういう措置がとられているということを確認しておきたいと思います。

いろいろありますが、私、非常に関心のある改

正が市民税の延滞金についてであります。これは、本会議でも我が党の佐藤議員、中島議員がたださせていただきました。現在、市税の滞納者に対する延滞金は14.6%であります。これはいわばサラ金並みの延滞金が課せられておまして、14.6%の中身は、7.3%においては罰則的・懲罰的な内容での延滞金、残りの7.3%、あわせて14.6%になるんですが、残りの7.3%については滞納分の金利請求と、こういうことになっているんですね。ところが、最近低金利で、いつまで7.3%の利息を滞納額に加えたら気が済むのかという議論がございます。また、現に滞納者の中で、滞納の元金ですね、滞納額そのものよりも、14.6%という延滞金の率によって元本よりも延滞金のほうが多いというような事態が発生しております。かつては、元本を全額払うから延滞金をチャラにせよということも結構行政上は措置もとられていた時期がございました。昨今はなかなかそういうわけにはまいりませんので、延滞金の14.6%というのが、一生懸命働いても税を納められない、そういう人々の大きな足かせ、生きる力をそぐ、大変悪質な、あえて申し上げれば悪質な税法上の措置になっているというふうに私は理解をしているわけですね。今回その点で、長期滞納者については7.3%の罰則的延滞金は残るんですが、利率そのものにかかる7.3%、利息にかかる7.3%に読みかえたということでありまして。だから2%に読みかえた、だから9.3%ですね。また、滞納期間が短い方については罰則的な7.3%を付加せずに、利息分の読みかえ分3%で延滞金を構成すると、こういうことなんです。この改正について、担当課長の受けとめ方について聞かせてほしいと思います。

○税務課長

延滞金の今回の改正につきましては、今までも私のほう現場としましては、14.6%というものは余りにも高いと。それで、以前にもサラ金の裁判のほうもさせていただきましたけども、やはりうちのほうは、14.6%では市のほうがサラ金同様の高い率でとっているというような御指摘もありましたので、そこら辺は何とか変えていきたいなど

いうふうな思いはあります。今回これの改正がありましたので、少しは税負担が緩くなるのかなというふうには考えております。それと、あと本議会でも高橋委員も言われましたけども、14.6%の半分、7.3%が罰則ということを言われますが、個人的に考えればそうなのかもしれませんけども、国のほうの資料とかなんかではそういうふうには書いてございませんで、早期納付を即すというような説明で7.3%の説明はしております。

以上でございます。

○高橋委員

法律上、私が申し上げたようなことが明記されているわけではありません。ただ、14.6%というのはどういう根拠で、今あなたも答弁されたように、サラ金並みの延滞金をなぜ課すのかと、根拠は何だと、当然そのことは問題になりますね。そのときに国は、14.6%の半分である7.3%については、税を期限までに納めなかったんだから、これは国民の義務違反だと、ほかの人は皆納めているのに、あなただけが納めないというのはいかんよということで、罰則的な側面で7.3%をセットしていると。あとの7.3%というのは、未納額に対する金利、これを上乗せして請求するのは資本主義社会では当然だということでしょうね、これで7.3%。それにしても7.3%は利息分が高いじゃないかという議論でこうなってるんですが、私は本当に悪質な、一部の滞納者であるならばいざ知らず、善良な市民が額に汗して働きながら、トラブルや、あるいは不渡や商慣行上のいろんな問題点があって滞納を余儀なくされているという場合にあって、14.6%は法外に高い。しかも、今回の9.3%もいかなものかと、改正されたとはいえ、9.3%の延滞金というのは、これは返せる見通しのある人ならば一踏ん張りして、例えば銀行で一旦借り入れて納税をして、あと残りを銀行でぼったほうむしろ金利は安いんです。そういうようなからくりといたしますか、手続もとりながらやれる方はよろしいんですが、そうでない方々については、14.6%を今日まで払い、今回も引き続き9.3%と。軽減されておるとはいえ、大変重税感

が漂っているというふうには思わざるを得ないんですが、どうですか、税務課長、御意見は。

○税務課長

委員の言われるとおり、9.3%も私は高いとは思っております。あと、うちの市地方税におきましては延滞金と申しておりますけども、国におきましては延滞税ということでやっておりますので、国のほうとしては、はなから全体的なものが罰則的なものなのかなというふうな受けとめ方もできるのかなというふうには考えております。

○高橋委員

少なくとも税務課長と私の認識は、それでもなお高いなと。しかし、こういう地方税法の改正なので、行政マンとしては粛々として業務をしなければならんという思いは私も理解をせざるを得ませんけども、ぜひそういう中であっても、この税法改正による大変高い延滞金についての認識をこれからもしっかり持って、業務に精励していただきたいというふうに思うんですね。そこで、ちょっと立ち入ってお伺いしたいんですが、当市の滞納額の中で、税そのものの滞納と延滞金による滞納、延滞金による額ですね。これは、きょう決算の審査じゃないので、余り細かくは要求しませんが、滞納額の中で延滞金と本税、分離して議論されたことはあるんですか。どのぐらいの比率になつとるんでしょうか。

○税務課長

滞納につきましては、歳入のほうで収納額が出てきます。それで、延滞金につきましても、19の雑入かなんかで延滞金については額は出てくるんですけども、内容について、それぞれの税でどういうふうになつとるということまではちょっと集計されておりませんので、把握はしておりません。

○高橋委員

私どものほうに直接困って御相談をされる方、また子どもが相談を受ける方の場合には結構滞延滞金が多くて、本税を払い込んであげる奮闘はしても、延滞金はもうついていけないという御相談が結構多いんですね。それで、何とか本税だけでも払えないかと。本税を払った場合に、その人

が生活保護世帯程度の家計の状況であれば、延滞金は免除されるというふうに理解してるんですが、そういうことでよろしいですか。

○税務課長

生活保護基準近くまでいきますと、状況によっては執行停止というものをかけさせていただくことになると思います。執行停止がそのまま3年間継続した場合には、早くで税免除という形になってくると思います。

○高橋委員

それは理解してるんですけど、具体的に生活保護程度ということ認定してもらわなきゃいかんわけですよ。認定してもらわなきゃいかんけども、なかなかボーダーラインがあって、単純ではないですよ。例えば私なんかは、あなたは生保に移ったらどうですかと、御本人にね。こんな収入状況で、こんなに延滞金あるいは税を滞納していたのでは、これからも返す見通しはないと、むしろ生保に移ったらどうですかと。御本人がそれで納得される場合もあるし、いや、まだこれでも働いて、仕事さえあれば収入が入るんだと、だから頑張りたいんだという方もあるわけですね。そういう場合に、本人が割り切ってたことと、車も処分し、あるいは仕事もきちっと廃業も届けて生保の道に行かれれば、それはまさに執行猶予、税そのものの徴収を猶予するという措置がとられまして、今御答弁のような形で処理されるわけです。ところが、なかなかそううまくいかないわけですし、その場合に何とかかんとかやぐるって、本税の分だけは手当をすると、しかし延滞金が今議論しましたように、相当あって、延滞金までは処分する力量がないという場合に、本税を払って、なおかつ生活実態が生活保護に近似するような厳しい状況の場合、延滞金の減免・免除の規定は要綱で決められていたんじゃないですか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時48分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○税務課長

要綱はありますが、今ちょっと手元に持っておりませんので、後で。

○高橋委員

今の質問は徴税事務にかかわる話でして、本条例は延滞金の率等を定めるということですので、徴税事務まで少し言及しますと、答弁がきちっといただけないというのはちょっと残念なんですが、実態としては、そういう実態の中で納税者が納税し、暮らし、滞納の中でいろいろ惑いながら人生を送っていらっしゃるという実態があることはひとつしっかり受けとめていただきたいというふうに思うんですね。後ほど要綱を出していただけるということでもいいですか。

○税務課長

出させていただきます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第41号について、挙手により採決します。議案第41号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第41号 知立市税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第42号 知立市都市計画税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号について、挙手により採決します。

議案第42号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第42号 知立市都市計画税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号 知立市基金条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○久田委員

質問させていただきます。

議案第44号、知立市基金条例の一部を改正する条例でありますけれども、補正予算と若干関連があるのでお尋ねしたいんですが、補正予算で、繰入金のところでは財政調整基金繰入金が7,800万円繰り入れされとるわけで、ここの6,803万円が知立市学校施設整備基金に使ったという理解でよろしいでしょうか。

しいでしょうか。

○企画政策課長

今回の学校施設整備基金のほうに積み立てます6,800万円でございますけども、平成25年度の当初予算の歳入のところで土地売却収入ということで計上させていただきました。その2億1,800万円のうち企画政策課のほうから普通財産の売却収入ということで2件、県警宿舍跡地と、それから山屋敷公民館隣ということで、両方あわせると6,800万円ということで、歳入のほうに計上させていただきました。3月議会でも御議論ございまして、歳出への使途、受け皿ですね、こちらのほうを明確にという御議論をいただいております。直近の議会で、今回になるわけなんですけども、基金条例のほうへ上程いたしまして、そちらのほうに積み立てるということで、今回の分につきましては、当初の土地の売却収入でございます。

○久田委員

わかりました。本来なら財政調整基金のほうに入れるんじゃないかと、売却収入が一旦一般財源のほうに入って、すぐに当初予算でこの積み立てをするのが一番ベターの、お金の使い方としてはね、それが本来予算をつくる上では正しいのかなと。これはたしか3月議会でそんなような議論があったということから、今回積立金のほうにやっただということで、これは理解しました。

それで、この学校整備の計画というものが30年ぐらいかかるという理解でよろしいですか。

○教育庶務課長

今回、整備計画のほうを立てさせていただいているのは、範囲を30年というふうに設定をさせていただいておりますけども、それはこの計画自体の範囲を設定させていただいたということで、整備のほうはそれ以降も続くものと思われまして。

○久田委員

これも3月議会で議論になったと思うんですが、30年間の中で全部使っていくお金が、私は180億円ぐらいというふうに記憶しておりますが、それでよろしいでしょうか。

○教育庶務課長

計画の中では、185億円というふうに設定をさせていただきます。

○久田委員

30年間で185億円と、今回基金が6,800万円と。そうすると、もう限りなく、ほんの一握りの6,800万円なんですけど、こら辺の資金計画というのはどういうふうに計画しておられるでしょう。わかったら教えてください。

○教育庶務課長

資金計画につきましては現在策定中でございますが、30年間という想定では社会情勢等も変化がございますので、当面10年間程度をめどにして計画をつくっていききたいというふうに考えております。現在、策定中です。

○久田委員

当面10年間ぐらいということで、仮に30年間で185億円使うとすると、そうすると簡単に割り戻していくと、年間5億円から6億円ぐらいになると思うんですが、30年間のうちの10年ぐらいを仮に策定をするとすると、それはいつごろできるでしょう。

○教育庶務課長

現在、行っております作業は、平成25年度の国庫の補助金・交付金のほうの制度を乗せる形で策定しておりまして、ちょっといつまでというふうにはここではお答えできませんけども、できるだけ早い時期に策定をしたいと思っております。

○久田委員

わかりました。補助金の件だとか起債の件もあるから、すぐにはできないと思いますけれども、でき次第、また議会のほうに出してください。

以上です。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

今回、学校施設整備基金という基金を新たに設置したいという提案ですね。従来は、子ども施設整備基金というものが既に存在してまして、これに学校施設整備基金を加えるという中身です。その設置の理由は、本会議等で述べられているの

は、学校・保育所あるいは公共施設、保全計画を実行する上で大変な財源が必要だと。658億円という数字がございましたね、当初。これは国の種別方程式で、知立市内の公共施設をくくって解を求めると、658億円と。これを長寿命化によって適宜適切に保全、修理、更新することによって事業費を軽減し、長寿命化を推進していこうと、こういう今取り組みを公共施設についてやっておられるわけで、学校は既に昨年度実態調査をやり、計画をまとめていただきました。公共施設全般は、ことし平成25年度で実態調査をやり、整備計画を策定するということになってはいますが、これは今、公共施設はどこまで具体的に調査が進んでいるのでしょうか。

○企画政策課長

学校の施設を除きます公共施設につきましては、今年度に入りまして受託業者のほうも決め、現在コア抜きというんですか、そういったのを抜き出して検査のほうに入っております。

以上です。

○山崎委員長

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○高橋委員

公共施設の保全については、現在業者を決め、発注して具体的な調査に入っていると。今年度、教育でいうとこういうものをつくっていただいたんですが、教育の整備計画、この程度のもが出てくるということですか。どういうところまで今年度契約をされているのか、契約の仕様についてちょっと具体的にお示しください。

○企画政策課長

今年度の、ちょっと今手元のスケジュール的なものでお話しいたしますと、今現地調査等に入っております。それが終わりますと、また保全計画の作成ということで、工事費等の概算の算出、そ

れから保全費用の平準化ということも、ここら辺、公共施設、また学校関係も含めまして平準化のほうを考えていくことになるかとは思いますが、最終的に保全計画の進捗管理等の提案をしていただいて取りまとめるというような今は流れになってございます。

○高橋委員

今の御答弁では、今年度中に公共施設そのものの調査をし、保全計画並びに資金計画などについても御提案いただくという答弁だったと思うんですが、それでよろしいですか。つまり何が言いたいかといいますと、今回学校整備の基金が出たんだけど、それを類推していきますと、将来公共施設保全そのものにも財源不足を生ずるわけですので、基金が必要になってくるのではないかと、こんな思いもあるのであわせて伺っているんですが、その点いかがですか。

○企画政策課長

済みません、資金計画までいくかどうか、ちょっと私も今あれがないんですけども、保全計画のほうは進めていくということになっております。

○高橋委員

そうすると、ここまでは出るということですね、教育施設でいうと。これは、何年度にどの学校の何をどうしようかと、更新するのか、建てかえるのか、あるいは保全という言い方はおかしいですが、手を入れていくのかというのは二重丸と丸で書いてあるというのは本会議でやりましたね。これは年次的にどの学校の何をいつどうするかということなんですが、同時に出てくるのが、こうした計画をやっていく上で、以上のことから小・中学校整備に今後30年間で要する費用は総額で185億円と、年間6.2億円となり、平準化前に比べ34億円経費が安くなりますと、適宜適切に手を打って長寿命化をすると、34億円ほど安くなるけれども、それでも185億円要りますよと、年間平均6.2億円が要りますよと、こういうふうに御提案があるんですね。この程度のもをつくるということですか。

○企画政策課長

もし答弁が間違っていましたら、また後ほど係のほうで訂正するかと思いますけども、そちらのほうの計画書ぐらいで私は判断しておりましたが。

○高橋委員

これぐらいのものが出てくるという理解でいいかどうかですよ、イメージとしてね。そういうことでいいですか。

○企画政策課長

イメージ的には、そのようなことをイメージしております。

○高橋委員

公共施設の保全計画として最初に保育園が出ましたね。保育園の整備計画が出ました、かつてね。きょう持ってきてるかな。ここにありますね。知立市保育園整備計画、平成22年3月に出了。これを読むと、今後の年度別にどの園にどういう形の保全が要るんだということが明らかになっています。これは平成22年に出了な。平成25年度3月の平成24年度末に学校整備計画が出ました。今回、今、企画政策課長が御答弁のように、公共施設全体の保全、とりわけ学校以外のところの具体的調査をやって取りまとめていくと。これは、保育園の整備計画も平成22年3月の保全計画は、これは今回の公共施設の保全計画に収れんされていくんだと、取り込んでいくんだと。したがって、これは計画の姿をなさないというふうにも答弁されておるんですね。私がわからんのは、今回学校整備基金をつくれるんだけど、学校整備と公共施設整備、学校以外の、これは独立で進むわけじゃないので、それぞれ所管があるし、それぞれの立場で進めるわけですが、これは公共施設一体のものとして押し出していくということになると思うんですね。そのために、先発でできた学校整備計画も、今回保全計画全体をつくる中で、これらとの調整と整合性も図っていくんだというのが今までの答弁の到達点ですね。よくわからんのは、それは一体いつになったら、そういう学校整備と公共施設保全整備が一体のものとして姿が見えてくるのか。これはどういうふうにお考えでしょうか。

○企画政策課長

平成25年で学校以外の公共施設のほうをやらさせていただきますので、平成25年で公共施設はでき上がる。そこへ学校も同じテーブルに乗せていくような形になりますので、平成26年度には全体が見えるのではないかというふうに私はちょっと今思っております。

○高橋委員

学校整備計画があって、公共整備計画が1年おくれで絵がらを描くわけですよ。平成25年度末には、公共施設もこうしたものができる。学校は既にこれが公表されてる。学校の整備計画も変更していかなきゃいかんわけですね、公共施設全体の中での位置づけが入るわけですから。これも変更されてくるというわけですか。

○教育庶務課長

本計画のまとめを考えていたときに、今の計画書の27ページになるんですけども、こちらのほうで一応考え方として示させていただいているんですが、保全計画では本整備計画の結果を包括することになっておりますので、保全計画の策定業務に当たりましては、本整備計画の内容について再構築をする必要が生じる可能性があるということで、その可能性をうたわさせていただいております。

○高橋委員

そうだね、これが先にできたからといって、これで全部走っていきますと。他の公共施設、保育園も含んで、あなたたちは後発隊だから、わしらはここにこれだけ計画しとるんだで、あなたたちはこんなところじゃもうそうにできんじゃないかということが極めておかしな話でね。だから、私が前から言っとるのは、同時にやるべきだと、学校と公共施設をね。同時にやって、総合的、立体的な保全計画にしないと、これはおかしな話じゃないですかということ言ってきたんですが、今の教育庶務課長の答弁では、この学校整備計画も全体の公共施設保全計画のかかわり合いの中で見直しも余儀なくされる場合を否定していないと、可能性があるんだということだというふうに思う

んですね。これはどういう計画案が出るのか、私、注目したいんですが、それにしても600億円を超える保全計画、費用がかかると。これを長寿命化し、打つべき手を打って経費を節減するにしても、学校で34億円節減して185億円要するというわけですからね。公共施設はもっと複雑ですから、さらにお金がかかるということになるんですね。そうなりますと、今回学校整備基金が計上されましたが、提案されましたが、これは公共施設整備基金というものもこの後提案されるという、そういう流れの中で今回の提案になっておるのか、このあたりはどうですか。

○企画政策課長

高橋委員おっしゃられるように、保全計画の実施には多額の予算が必要かと思います。それに対しては、市の負担を軽減する意味でも、計画的な予算の確保というのが必要かと思いますので、そういった中で基金ということで、今子ども施設整備基金、それから学校施設整備基金というのがあるかと思います。御提案のような公共施設全体の基金ということで、まだこれから考えていかなければならないとは思っております。

○高橋委員

お金があるときに基金を積むというのは、難しい話じゃないですよ。へそくりができるわけですから。無駄使いをせずに、必要な市民ニーズにきちっと応えつつ、それでも財源が余れば、これは基金へ積んで、将来の市民サービスに貢献していくということが、いろんな立場の人々を超えて合意ができると思うんですが、昨今はなかなかそうはいかずに、いろいろ手を尽くして、削減すべきものを削減しながら、手を尽くしてやっているけれども、なかなか十分に行政サービスに対応できないというのが今の行政の水準ですから、そこから基金を捻出するなんてことはそう簡単にできないですよ。今後そのことが一級の課題になるということを含んでと思うんですが、今回つくられた基金というのは、保育所整備にしても、今回の学校整備にしても、普通財産を売って、土地を売却して、すぐ使ってしまったら御先祖様に申し

わけないので、売った土地のお金の置き場として、一つたんすを設けたと。それは、給食センター跡地を売ったお金の置き場として、保育園整備基金という貯金箱をつくったと。今回は、県警跡地並びに山屋敷公民館の駐車場跡地を売却するので、これを学校整備基金という棚をつくって、そこへしまいましょうと。あるいは、南保育園の跡地を売却したい旨の答弁もありましたが、それを売ったときに、じゃあどの棚に入れるのかと。保育園の棚に入れるか、学校の棚に入れるのか、いやいや、公共施設整備計画基金というのをつくって、その棚に入れるのかと。この議論は、これはこれでやる必要があると思うけども、この議論は何も難しい議論じゃないです。普通財産を売却したために、それを直ちに使ってしまっただけは御先祖様に申しわけない、林市長の時代にみんな使っちゃったがやと、普通財産をと、何が残ったと、ほとんど残ってませんよと、これじゃ調子が悪いので、基金をつくって、施設ができたときに、学校給食センターを売却したお金で建てましたということをごここに書いておくんですよ、それはアリバイとしてね。そういう類の今、資産の置きかえをしてみえると。そのための受け皿としての基金をつくらうとされている。これはこれで必要な措置だし、そのこと自身は財産の置きかえですから、そんなに大きな議論も必要ないと。ただ、この時期にこの土地を、普通財産を売却するかどうかについては、もう少しシビアな議論があつていいと私は思うんですが、そういうことになっているんですよ。しかし、公共施設整備には膨大なお金がかかるので、財産の置きかえ程度で事が、基金を積み上げれば済むという話じゃないわけですから、じゃあ総計予算主義で、皆さんから税金いただいて、その年度に歳出する、つめに火をともしながらいろいろ工夫してお金を残す。今残したお金は財政調整基金に入れて、それでもなかなか残らんけども、何とか入れて、次年度の予算編成をやる、そういう糧になっておるんです。それに加えて、新たな財源を生み出して基金を積んでいくなんていうことは、私は至難のわざだというふうに思うんです

が、この点どういうふうにお考えでしょうか。

○企画政策課長

今、基金への積み立てという手段、それからあとほかの手段としましては、国の補助制度の活用とかあるかと思います。ただ、それでもまだ財源としては足りない場合は、質疑のときにもありました、一定のルールをつくって基金に積むような必要性もあるのではないかと思います。

○高橋委員

これ、学校整備計画、いとも簡単に当初からしばらく8億円、この計画をやろうと思うと、毎年8億円要りますよと、初期投資にね。これが5年間ですか、8億円、それからずっと25年間6億円お金が要りますよと。この6億円とか8億円というのは、一般財源ではありません。国庫補助をもらった総額でよろしいんですが、ただ私、ほかのときに申し上げたんですが、知立市の決算から眺めたときに、知立市が充当できる公共施設保全のための一般財源は命切りで6億円ですよ。だけど、学校だけで8億円の投資をせよと、これは国庫補助が入っておつてもよろしいんですがね。そうなると、学校の整備をするだけで財源不足を来すと。だから、保育園や公共施設やなんか、まだこれは計画できてませんが、そんなお金が何か出てこないじゃないですかと。だから、どうやって金をつくるんだということになって、とりあえず土地を売却しますということで、今一部売却が始まっていると。本会議で、うちの中島議員がそれをどうするんだと言ったら、企画部長は、ある一定のルールを設けて、その枠をはめて、いいも悪いもない、とっていきんだと、基金を積んでいきんだと、ある一定の枠をつくってね。それをどういう枠にするかはこれからの議論ですが、とっていきんだと、こういう御趣旨の答弁がありました。多分そうしないと、基金には積めないだろうと、財政調整基金がまず口あいて待ってますから。今、19億円とか17億円とかいろいろ言われましたけども、財政調整基金が次年度予算編成のために繰り入れてもらわないかと、決算が終わったら、財調で出してくださいよということで年度間の財政

調整をやってきた。まだこれからも大変厳しい、そういう状況のもとで、今申し上げたような、膨大な資金が必要な保全計画のために相当な額を入れようと思ったら、これは至難のわざだというぐあい、くどいことを言っとるわけですけども、どうやって基金を捻出するんでしょう。どういう考え方で今後対応されるんでしょう。

○企画部長

私、本会議でも申し上げたとおりでございます。財政的に余裕があれば進んでいく、その程度のやり方では、この基金を積んで、今後の公共施設の保全、これは立ち行かなくなると思います。ことしの平成25年度で、その他の公共施設の保全計画を今つくっております。これはまず側がもつかどうか、長寿命に耐えられるかどうか、これもチェックをしなければなりません。長寿命に耐えられとなれば、RC構造では80年もたそうというこういう考えで今やっておるわけです。その他の公共施設をこつこつと、去年教育施設ができました。それを全部あわせて、ことしどういう取りまとめになるかわかりませんが、平成25年度の後、平成26年度に今後の公共施設、これは長くもたそうと今しとるわけですが、そもそも長くもたす施設かどうかということも、これはそういう公共施設の白書的な形で、将来人口も踏まえて、先ほど高橋委員申されましたけど、650何億円という、これは結構乱暴な計算をしております。今の床面積に単価をぶっつけたやつですので、今後建てかえの際には、例えば同じ面積、同じ規模が要るのかどうかということも含めて、そういう白書をつくりたいと思っております。その上で、幾ら基金があればこれを乗り越えられるのか、当面学校施設でいえば、平成30年ですか、猿渡小学校を初めとする屋内運動場の山が今越えられない状態ですので、当面はそういうところで幾ら基金を積むのか、あるいはいろいろやらないかんものを並べていった上で、どういう基金設定が必要なのかというのを今後議論していかなければいけないと思っております。基金の積み方については、やっぱりそういうあらかじめとっておかないと、これは

積みませんという考え方を今しております。

○高橋委員

当然、そういう場面に遭遇すると思うんですね。お金に余裕があればいいけども、あれへんわけなものですから、今ある井の中でどういうふうに味つけをするのかということが議論になります。そこで、私が前から言っとるのはインフラ整備ですね、駅周辺の大型開発あるいは連続立体交差事業。連続立体交差事業は知立市だけでやる仕事ではないので、ちょっと不十分な面があるわけだし、鉄道高架の市が負担するお金は、これからは全部借金ですから、一般財源は元利償還、ローン返済という形で歳出にかかっていますけども、お金自身は借金ですから、アベノミクスじゃないが、借りられる範囲はばんばん借りて、後はどうなるか知らんけども、そういう約束でお金を出さないかんというなら出していくと、後で元利償還が、がんと一般会計にくると、それはちょっと話が別なんですけど、そういう環境にあるわけですが、しよせん私はどこかで公共施設整備と、今これからお金が一番要るというインフラ整備、駅周辺の区画整理を含めて、これをきちっと同じテーブルで議論をして、我が市の向かう方向は、どういう方向を模索すべきなのかと。子育て支援あるいは高齢者の皆さんのための福祉の充実、あるいは駅周を初めとするインフラ整備、これらを均等にぼうとすることで対応できるのか、あるいは軸足をどこかへ決めていくのか。私は、地方自治体のもともとの原則である、そこに暮らす人々が、活力を持って安寧に安心して暮らしていくというのがもともと地方自治体の根源ですので、そのところとしっかりと軸足を置いた施政の方向が必要だと思っております。そういうことに当然遭遇してきますよね。これはどういうふうにお考えでしょう。

○企画部長

知立駅周辺に多額の資本注入をするわけですけども、これについては将来的な人口予想等を、今回でも一般質問等でも出ておりましたけども、2030年、2040年、知立市にとっていいデータだなと思うのは、就業人口が4万人をキープできてお

るということがまだ救いなんです、そこから先はどんどん落ち込みますので、これはどういうことかという、そこから先はもう借金ができないじゃないかという、そういう未来が待っているわけです。ですので、この駅中居住を目指すという今の駅周辺の資本投資というのは、これは将来に向けては必要な施策かなとは思っておりますが、何しろこれは多額の資産がかかりますので、これとあわせてどうするんだと言われる質問かと思いますが、突合させて、これは当てられないので、片っぽやめたらどうだというてんびんにかけていうのも、これは結構乱暴な話で、これはやっぱり両方やってなきゃいけないと思います。そういうやりくりを求められておるんだと思いますが、これはやりくりするしかしょうがないという状況だと思います。

○高橋委員

それは両方やるということですよ、現時点では。片方やめるわけにはまいらん。しかし、今のテンポでやれるかどうかということですよ。例えば、今の施設が要るのかどうか、将来。しかし、それは3年後に不要になるというような見通しのものであればよろしいんですが、不要になるのは、20年後とか30年後に不要になる可能性がある、人口の推計からいくと。それまではまだまだ必要だというときに、この二、三年のうちに、そういうことも踏まえた方向性を出していくというのは極めて乱暴で、それこそ市民コンセンサスがなしに、そういう乱暴な計画を持ち出せない、そういう環境には立ち至っていると思うんですね。だからといって、福祉や暮らしの予算をつましくやって、だめだ、だめだということを言えということも申し上げているわけではありません。もちろん、そこはしっかりとフォローしてもらいながら、どう対応するかということだと思えます。これを来年度、白書をつくった中で突合することですか。

○企画部長

ちょっと平成26年の仕事をどうするかというのは、ちょっとまだ正確には決めておりませんが、

も、一応全部のネタが出そろった状況で、一遍これからの公共施設全体のあり方、長寿化させるべきか、させないべきかも含めて、適正な規模も含めて、これからの再配置も含めて、一定のルール化、学校が整備計画をつくる前に、私ども、慌ててというか、保全計画の基本方針を示しましたけども、そのくくりというか、まとめになるようなものをつくらないけないと、そういうふうと考えております。

○高橋委員

そういう状況になりますよね、これは。しかし、市長、時々御発言のように、知立市はまだまだ人口が右上がりだと、カーブはともかく、まだ上がってくるんですよ、これ。それはいいことなんだが、ある段階を踊り場にして当然下がる。もう日本の人口全体は減少傾向ですから。だから、考え方をがらっと変えなきゃいかん。駅前のあり方をどうするか。駅前は、大型スーパーとホテルでよかったものを、本当にそれでいいのかと、駅前は病院をつくるべきではないかという議論もあるわけでありまして、そういう財政と将来のまちのあり方に柔軟に対応できる、そういう白書であり、あるいは整備計画が求められている。しかも、それは相当長期を展望した上での当面の対応ということになるので、大変難しい、しかし、かじをとらなければならない課題だというふうに思うんですが、副市長の見解をちょっと、そのあたりいかがでしょうか。

○清水副市長

知立市の将来人口というのは減でありますけども、その傾向というのは非常に緩やかということで、そういった意味では、まだまだポテンシャルの高さということはあるんでしょうけども、その中身を見ていきますと、相当高齢化というものはどんどん進んでいきますので、そういう就業人口というのも、企画部長もさっき申し上げましたけども、そういうレベルですから、楽観できないというか、大変心配をしているという部分ではございます。

今後のそういった公共施設、学校、保育園、そ

の他の施設をどのように長寿命化を図れるかということと、先ほど企画部長が申し上げましたけども、本当にそのまま今のものをただひたすら維持管理をするというだけでは、とてもこれは難しいのかなというふうに思いますので、今やっています調査の結果に基づいて、次年度、一度同じテーブルに乗っけて整理をしたいなど。その中で、先ほどの御議論、それから3月のときの議論もありましたけども、それを内部的な話だけで済ませて、これはなかなか市民の皆さんの御理解をいただけるような議論にはならないのかな、やっぱりそこはもう少し皆さんで広くいろいろ御意見を伺ったりとか、そういうようなものも持ちながらやる必要があるのかな、まだ全然、私、具体的にはイメージしておりませんが、そんなこともやりながら、本当に市の将来をどういうふうにしていくのかをしっかりと腹に据えてやっていかないといけないのかな、個別の計画をどんどん進めればそれでいいという話ではもう全くありませんので、その辺は非常に難しいなど。これは3月の議会の議論にもございましたけども、庁内の体制もやはりそういうことでは、今の企画政策課が役割を担っていただきますけども、もう少しいろんなそういう技術的な職員とか、いろんなそういうもう少し幅広い体制とか、そういう人材の中でそういったこともやっていく必要があるのかなというようにも思っております。そんなことは平成26年度に向けて、あるいは平成27年度に向けてしっかり具体化しなくちゃいけないのかなというふうに思います。いずれにいたしましても、いろいろ選択と集中とかいうことを言いますが、市にいろいろ求められているものというのは非常に幅が広いものですから、これをやったらこれを一時休憩ですというわけにはなかなかいけないという事情、これは皆さんおわかりだと思いますので、その辺のスピードをですね、計画の期間を少し見直しをするとか、本当に真に必要な施設の維持管理費に努めることができるのか、そんなことも平成26年度にはしっかりみんなで議論しないといけないというふうに思っております。いずれにして

も、非常に大変なことだということは十分に認識をしているところでございますので、今後の整備計画調査の結果をもとに、しっかりと取りまとめをしていきたいと考えております。

○高橋委員

先日、二、三日前の新聞でしたが、さいたま市でしたか、今言うような議論の延長線上に、長く使ってきた施設だけでも、これを取り壊さなきゃいかんと、更新はしないというときに、地方債というのは、ものをつくるときには地方債、起債が許可されますが、ものを壊すときの地方債というのは許可されないということがあって、国がものを壊すとき、スクラップ、ビルドには地方債が一定の条件で許可されるんですが、スクラップの場合にはされないというわけですね。これは地方債の持つ意味、借金をして後世の方々にも荷を担ってもらおうじゃないかというのが地方債ですから、形をつくって、その形を現役世代だけで担うのではなくて、それは30年、50年、60年と使うわけですから、後世の方々も借金という形で負担してくださいよというのが地方債の概念だと思うんですね。したがって、スクラップのほうはそれで除却するというわけですから、その除却に対して相当な金額がかかりますよ、建物によっては、除却に対して地方債がなかったやつを政府は今度、除却についても地方債を認めようじゃないかという対応がされるということを新聞で読みました。私は、この高度経済成長期に人口が急増し、そして公共施設が建ち、そして今日の行政水準を担保しているということを考えますと、国においても、もう少し地方の実態に見合う抜本的な財政支援が必要ではないかと、そのこととセットで考えないと、自前で全部地方自治体で対応しなさいと、補助制度は従来のままだよと、多少広げてあげるよということでは対応できないのではないかとというふうに考えますが、林市長、どういうふうにお考えでしょうか。国に対しても必要な働きかけはすべきだというふうに思うんですが、あなたの所見を聞かせてください。

○林市長

今、高橋委員おっしゃられましたように、建設の時には一定の国の支援制度があるわけでありませうけれども、維持・修繕・保守についてはなかなかそういうものはありません。これは、これから知立市だけの問題ではなく、全国的なことになってくるわけでありまして、補助制度、また地方債制度、また交付税制度含めて一度機会を捉えて、知立市だけの問題じゃないということをPRをしていきたいなと思っております。

○高橋委員

私も発言する機会があれば、これからも必要な発言をして、当市の公共施設の保全整備について、他の一般サービスとのかかわり合いで議論を深める、そんなことをやってみたいというふうに思っております。ぜひきょうの議論も大いに生かしてもらいながら、白書の作成あるいは今後の他の行政ニーズとの突合も含めて、納得できる深い議論をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと極めて現実的な話で聞くんですが、給食センターの跡地がたしか2億6,000万円売却できました。予算計上は2億円、この予算計上は、子ども整備基金に先ほど申し上げた理由によって計上されておりますが、6,000万円が平成25年度決算で歳入されてきます。これは、子ども基金に入れられるのか、学校整備基金に入れられるのか、この辺はどういうふうにお考えですか。

○企画政策課長

高橋委員おっしゃられるとおり、差額の6,100万円、歳計外現金として9月の補正で対応させていただくわけなんですけども、今回、今までの子供と、それから今回の学校施設整備基金があるわけなんですけども、今の時点ではいずれにというのはまだ決まっておられません。今後、庁内で調整させていただきたいとは思っています。

○高橋委員

これ、公共施設整備基金に入れると、引き出しが三つになるんだわね。基金ですから、ばくつとした形で当該年度の歳出を抑制して、ばくつとした形で次年度以降に積んでいくというのは御法度です、地方財政法、地方自治法ね、その管理も含

めて。この間やりましたね、ちょっと、開発公社借入れのときにやりましたが、そのばくつとした目的ではいかん、かなりシビアに納得できる形で当該年度から基金を積むということですが、この三つの引き出しをつくれるわけでしょう、さきのお話だと。これはどうやって管理していくんですか。

○企画部長

これは、本会議で答弁をさせていただきました。いずれは公共施設の保全に基金が要る場面が出てくるかと思えます。しかし、そういう例えば保全という目に見えないものに基金を積むというのは、またこれは市民の方の御理解が得られない話だと思っております。その上ではちゃんとした保全の計画、何年度にどういうものが待ち受けており、どういう基金を積むべきかというちゃんとしたシナリオがなければ、そういう基金をつくるべきではないと思っております。

先ほどの給食センターの6,000万円ですが、これは色のついていないお金で、使っちゃう気は全くございません。どこかに積むという考えを持っております。当初の予算説明の私の話の筋から言えば、子ども整備基金に積まなければいけないんですが、一応は予算上の2億という役目は達しておるわけで、できれば今回設置をします教育のほうの基金に積みたいなという思いはございますけども、これは議会の中でちょっと論議をさせていただきます。

○高橋委員

だから、まだ具体的な整備計画が手のひらに乗らないという段階で、一つ目の基金と、今回二つ目ができると。どこへ入れていくのかというようなことは、まだ具体的な整備の日程は明確じゃないので、教育はいつてる、出とるにしてもですよ。だから、ちょっと今回の基金提案というのは、何というのか、響きが悪いんだわね。売った土地をどこかへ積んで置きたいという、一つ引き出しが欲しいという気持ちは理解しますけども、どうもこの引き出しの歯切れが悪いんだわね。もっとこちらの引き出しにしたほうがいいんじゃないのと

いうことを含めてね。だから、これ、当初予算で全部散らばして使っちゃったものですから、普通財産を売って、6,000万円を売るというやつを散らばしてやったんですが、これはだめだということで、もう一遍再結集して、財政調整基金から新しい引き出しに6,000万円入れるということなんです。どうもしかし、据わりが悪いということ。ちょっと申し上げておかなきゃいかんなど。同じようなレベルで公共施設の整備基金をまたつくりますよと言われても、これもまた帯に短し、たすきに長しで、どうするんですかと。どこかで統合するというわけだわ、企画部長の話だよね。統合する、だったらそんな幾つかはつくらんでも、乗いかえてしまえばいいわけですから。どうも今回の基金提案がしっくりしない。意図されようとしてることは理解するし、私もそのことを求めましたけども、据わりが悪いというのが実感なんです。これちょっと副市長、解明してもらえませんか、あなたの率直な意見を。

○清水副市長

今回の6,800万円については、3月議会の予算編成の議論の中でもございました。普通財産の売却費が一般財源化されてしまっているというようなことでありますので、それは今までの考え方からしてやはり、それはどうも予算編成の段階でいろいろ議論したようなんですけども、今の御質問者がおっしゃるようなことも含めて、どこへというのがはっきりしないうちに時間が来てしまったよとかあるようにもちょっと聞きましたけど、いずれにいたしましても、今回のその他の公共施設と学校、それから保育園、こういうものをきちっとしたときに、本当にふさわしい、いわゆる基金をつくらなくちゃいけない。ただ、前から話がありますように、目的基金というのは余りざくっとしたそういう目的では、なかなかこれは市民の皆さんの御理解が得られないので、やはり来年やりますそういった公共施設、学校教育、義務教育も含めた全てのものと、そういうものとセットのようになる形で、そういう財源を長期やっていくための裏づけとなる基金だよということがうまく説

明できるようなものになるなら、それは一つのものに集約してもいいでしょうし、それができないとするならば、例えば義務教育とかとその他みたいな、そういうことでいわゆる財政計画とリンクさせたような、そういう基金の計画もあわせて検討していただくようなことで皆さんに説明し、御理解がいただけるような形にしていきたいというふうに思っています。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。議案第44号について、挙手により採決します。議案第44号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第44号 知立市基金条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時59分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第46号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。質疑はありませんか。

○神谷委員

10款教育費、5項の9目市史編さん費のことにつきまして、同僚の稲垣議員が一般質問の中でお話をお聞きしましたけれども、重ねてお聞きしたいと思います。

市史編さん費の783万3,000円、県支出金ということで、古文書等のデータ化業務委託料ということで項目が載っております。これ、年とともに失われていく市民の文化財、財産を未来に向けて記録していくこと、これは大変重要なことだというふうに思います。

去年、実計メニコンにこの件、市民の方がされまして、実計メニコンの結果、これ、凍結するという結果が出ました。それをまた継続しているということにつきまして、何でこの重要なことをメニコンに項目として挙げたのかということにつきまして、どうしてかということについてお聞きをしたいと思います。

○企画部長

本議会の中でも、実計メニコンをなぜ挙げたんだとかいうことも伺いましたけれども、実計メニコンですが、こういう事業を挙げて市民の意見を聞く、これは最大公約数をとって事業を継続する、あるいはやめちゃうという、そういう判断というよりも、その中で市民の方がどういう意見を述べられるかということが目的でございまして、私どもも決して市史編さん、この事業を軽んじておるわけではございませんで、未来を見るには、まず現在から過去をちゃんと振り返る環境を整えてからというのが筋だと思っております。そういった意味で、この事業を大事なものだと思っておりますが、また同時に言えることは、聖域でもないということですね。実計メニコンの中では、やはり委員の報酬等、これが庶民感覚とずれてるんじゃないか、あるいは成果物ですね、本が1冊当たり相当な金額になるわけですが、紙ベースの資料でなくてもいいじゃないか、どういう公開の方法をするんだ、こんな意見が出まして、そういう意見を取り上げてこの市史編さん事業、委員の報酬等

も見直していただきまして、また1年ほどちょっと事業計画も延びましたけれども、全体的にちょっと事業費を縮小させていただくことになりましたけれども、事業自体は継続していくということで、その内容についていろんな意見を伺ったというのがこの実計メニコンの目的でございます。

○神谷委員

国の事業仕分けも法的拘束力がないということで、国民の方からそれについていろいろ御意見をいただいて、批判があったところでもありますけれども、一般の市民の方、実計メニコンにかけて凍結という結果が出たことに対して、市が続けていくということをやっぱり市民感情に多少合わないんじゃないかなという気がいたしますけれども、もうちょっと市民に対して、実計メニコンでこういう結果が出たけれども、市としてはこうやりたいという説明をぜひしていただきたいと思うんですけれども、その辺についていかがお考えでしょうか。

○企画部長

これは、あくまでもそこで多数決をとって、事業をやめてしまうという目的で始めたのではないという意味はちゃんと示した上で、私は実計メニコンをやったつもりでございます。そこは説明者側のプレゼンの場でもありますので、ここでこの事業の必要性もちゃんと訴えていただく場として、私どもはそこでちゃんと説明責任を果たすべき場として、その場を認識しておりますけれども、あくまでも市史編さん事業というのは、要らない人にとっては全く要らない事業なんですよね。その結果なんですけど、事業としては、そこで多数決をとってやめてしまうという気持ちはこちら側にはありませんでした。この事業の内々、なかなか外から見えないことをプレゼンで説明し、意見をいただいたということでございます。

○神谷委員

非常によく伝わってまいりました。またメニコン、ことしもやられると思いますけれども、その辺またしっかり注意して事業、そして説明を果たしていただきたいと思います。

以上です。

○企画部長

ちょっと追加でございますけども、ことし総合計画の策定を控えておりまして、実計メニコンができるかどうかちょっとわかりません。ひょっとしたら休止ということもありますので、一言つけ加えさせていただきます。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

市史編さん事業、今、神谷委員からあったんですが、私はこれは大変重要な事業で、しっかりやっていたきたいものだというふうには思っております。それで、実計メニコンと今、企画部長との答弁の関係で確認を求めたいんですが、この事業は、私、本会議で申し上げたんですが、平成20年から平成32年の期間で、総事業費が2億1,000万円、約2億2,000万円ということになってるんですね。これは、実計メニコンの結果、縮小したという御答弁ですが、実計メニコンのときには事業費をどの程度のもので出されたんですか。

○企画部長

事業費の縮小といえますか、委員の報酬の見直しとか、そういうちょっと細かいところで委員のお話を取り入れたということ聞いております。

○高橋委員

ということは、実態としては、ほとんど変わってないという理解でいいですか。

○企画部長

全体事業費が大きいですので、全体の事業費に影響を与えるほどの事業費の削減はできなかったのではないかなと思っております。

○高橋委員

減るは減ったということですか、事業費として。さっき、ちょっと私、数字読み上げたんですが、相当減ったのか、本当に少しだけ減ったのか、事業費の内容、金額、ちょっとせつかくの機会なので御紹介いただきたいなど。

○企画部長

今年度はちょっと消耗品を減らしたという、そ

ういう全体でいえば誤差の範囲なのかもしれませんが、その範囲の縮小でございます。

○高橋委員

そこで教育長、教育関係者に聞きたいんですが、今回、古文書等データ化業務委託料780万円、内容を御紹介ください。

○文化課長

ただいまの御質問についてお答えします。

古文書等データ化業務委託事業でございますが、内容としましては、地域の歴史資料のアーカイブ化と復旧公開事業でございます。さまざまな地域の歴史ある資料をアーカイブ化・データ化するとともに、ホームページ等で閲覧ができるように進めていくという事業でございます。事業費は783万3,000円でございます。内訳としましては、人件費で724万5,000円、それからパソコン等のレンタル料で物件費としまして58万8,000円。

以上でございます。

○高橋委員

これ、もう少しお金をつけないといけないのではないかと、むしろね。つまり、今回は緊急雇用、県の労働費が雇用変わっているんだけど、当然この種のもの、労働費の置きかえではなくて、当初予算から計上して、その作業をやっていたかというのが元来の内容ではないでしょうか。どうでしょう。

○文化課長

本来であれば、御指摘のとおり、当初からこういったアーカイブ化、これは必要な事業でございますので、予算を上げていくというのが当然の流れだと思いますが、先ほどから実計の中でトータルの事業費だとか、平成32年までかかるという長い事業の中で、どこにその事業を持っていくかという中で、今回上げたアーカイブ化につきましては予算を当初見送らせてもらって、ほかの事業を進めたいということで行いましたところ、県の事業でそういう募集がありまして、急遽この補正で上げさせたということでございます。

○高橋委員

これは平成32年までということで、スパンが長

いので、今どこまで予定どおり進んでいるのかどうか、なかなか検証は難しい事業ですよ。本来、今回の古文書データの作成委託は、当初からマンパワーを確保する必要があったけれども、諸事情で見送って、今回迂回だけでも、県費100%で人材確保できたという補正予算ですよ。そのこと自身は、財源確保を上手にやられたということは、結果的に言えるかもしれませんが、本来なら当初から確保すべき事業であったということなのですが、これ今、市史編さん事業というのは、進捗状態というのはどういうふうですか。おくれてるんですか、順調にいったるんですか。あるいは、どうなんですか、そこは。

○文化課長

年度別の予定でございますけど、全部で、何冊か本を出すわけなんですけど、その中で平成26年に資料編の原始・古代・中世のものを1冊、平成26年に刊行する予定であります。これに向けて、その部会においてさまざまな議論等をしてもらっているわけです。これについては、特におくれがあるというふうには聞いておりません。そのほかの部会におきましても、順調に議論を進めておると、調査等が進んでおるといふふうに聞いております。

○高橋委員

これは資料編6巻、本編2巻、別巻3巻というようにそれぞれ発行内容というのがもう明示されていますが、順調にいったるよという文化課長の答弁なので、それはそれで受けとめておきますが、実はこの件はかつて嘱託員の方が、もちろん今でも嘱託員やっとなってみえるんですが、嘱託員の方が担当されていたけども、何ととっても労働時間が足りないということで、任期つき短時間に変えていただきましたが、総務部長御提案で任期つきに、変則的な話で、これは普遍化しないということだけでも、要するにフルタイムで働ける職員になっていただいて、体制強化したということがありますね。そこへもう一人嘱託員で入れて、今回していらっしゃる、今回も委託をします。それで、この事業というのは、私、本会議でちょっとふれたんですが、まちの長老が胸を張って語るとるん

だわね、まちの歴史を、まちの長老が。それで、自分の倉庫の中にある書類をほうり出しながら、自分の人生と重ね合わせて、小さいころはここがこうだったんだよと、あそこはどうだと、こういう行事がこういうふうにあったんだよというようなことを語り部のように自分の人生と重ねながら語っていらっしゃるんだね。あるいは、全く世間で振り向かれないような辻のお地藏さん、ちょっとした町内の行事、あるいは神社の中に眠っていたような小さな、普通は手も合わせんようなほこらやそういうものですね、こういうものがぐっとクローズアップされて発掘されてくる、光が当たってくる。そういうものを今ずっと集大成化しながら、そうやって聞き取ったものをパソコンに入力してデータ化したいと、そのための委託をかけると、こういう補正予算ですか、この中身は。

○文化課長

今回のものは、主に資料等を写真撮影して、それをデータ化するというのが主な事業でございます。

○高橋委員

全体には事業はおくれていないと。いいですか。これ、ちょっと確認をしておきたいと、おかれていない。それで、本来当初予算で確保すべき予算を補正で確保して、年度中に対応するというところで、教育長、いろいろ意見はあるんだけど、私はしっかりやっていただきたいと思うんですが、その点、作業のおくれを含め、あるいは実態を含めどういうふうにごらんになっているんですか。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時15分

再開 午後1時15分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川合教育長

市史編さん事業の大切さ、自分も非常に、この前の本会議の中でもお話をしましたけども、そういうつもりであります。

当初、平成30年までに完成するというような計画を立てておりましたが、実計メニコン等でいろんな御意見をいただき、年度ごとの支出を少し抑えるということで、期間を2年延ばしてということで今進んでいます。ちょっと長い時間かけてしまうということについては懸念もあるわけですが、当初の平成30年度までの完成ということでやってきますと、年度の間に2冊つくるところが2回ほどありまして、ちょっと実際には編集のいろんな仕事からいうと、それも大変だと。今回たまたま期間を2年延ばして、1年間のかかに費用を減らしたんですけども、それによって作業が少し丁寧に計画が進められるということで、見直しはかえってよかったのかなと自分は考えています。失われていく古いものをきちんと掘り起こして、いろんな形で文章であり、写真であり、あるいはデータ化したものであり、そういうものにきちんと残していく、後世に伝えていくということは非常に大事だなと思っています。

○高橋委員

大事はいいけど、どう、今進行ぐあいは。

○川合教育長

予定どおり進んでおります、というふうに自分は把握しております。

○高橋委員

ぜひ力を入れてやっていただきたいのだが、問題は人ですから、この仕事は。人に帰属するんです。やっぱり優秀な人材をきちんと確保されて、人をけちると、成果品が貧弱なものになる。その貧弱かどうかはわからんような、市民が見てどうなのかというふうに議論されると、そんなものは要らんじゃないかとかうなるんですが、ぜひせっかく力を入れてやっていただけるので、後世の人に読まれたときに納得と言ってもらえるような成果品にぜひ仕立てていただきたい。こういうふうに求めておきたいと思います。

それから、文化財の話ですが、これは本会議でちょっと私、立ち入り過ぎたぐらいやったんですけども、荒新切の整備委員会ですか、要綱ができるとのか、できてないのか、私、たださせていた

だいて、きのうできたからまだアップしてないよということなら理解できるし、図書室にないのもいいけど、平成24年度でしたか、もうできとるんでしょ、これ。何でアップされていないのか、何で議会図書室に当該資料がないのか、ちょっと疑問なんですがいかがですか。あれば出してくださいよ。

○文化課長

要綱はできております。平成24年8月1日施行ということでありますが、今御指摘の点について、なぜアップされていないかは確認を怠りまして、確認ができていませんので申しわけありませんでした。

○高橋委員

アップには若干時間がかかると、これは企画部にお尋ねするんですか。アップするには若干期間がかかる。どれぐらいかかるんですか。

○総務課長

例規の関係の公開ですけれども、例規を作成次第、速やかに公開するというのが手順なものですから、速やかに公開すべきですけど、特に要綱に関しましては、それぞれの所管課が主に責任を負って、我々のほうも例規審査会には今現在、要綱はかかわらない案件なものですから、所管課のほうで要綱を、市長決済まできちっととった暁には、速やかに情報公開する中身の、当然議会のほうにもお出ししないかんですし、要綱集というのは、御存じのとおり、ホームページのほうで公開しておりますので、それも速やかに公開すべきということで、先ほど文化課長のほうが確認をしていないということがあったんですけども、それぞれ所管課に一応そういったことは一義的にはお任せしてあるということになります。かといって、例規を担当する私どもが気づき知らないということも、それもいけないことでありますので、今後我々のほうも十分注意してまいりたいというふうに思っております。

○高橋委員

これ、私も聞いてみましたら、例規審査会というのは、要綱は審査の対象にしてないと。だから、

要綱は時々、てにをはを含めて気に入らないものがあるやのことなんですが、しかし今の現状からいくと、条例規則までは例規審査会が、つまり総務課長の課で作成を含めて責任を持つけども、要綱については原課に作成、アップ、公開の手順についてはお任せしてある、しかし総括的には我が課に、総務課に責任なしとは言えないと、こういうお話でしたのですね。ただ、客観的には、私、揚げ足をとるつもりは全くないけども、本会議であれだけの議論があったのであえて言うんですが、8月1日に作成されて、何でこれが公開されないのか。市長が要綱まで含めて公開しするのは我が市だけと言われとるけど、実態に現場はなかなかそうっていないというね。私も荒新切遺跡の整備委員会というのはどういうメンバーで、メンバーまで載っていないけども、どういうふうな要綱目的で設置されとるのか、先回も見ようと思ったんですがないと、こういうことですが、その理由と、きょう出してくださいよ、その要綱を。私、きょう机の上に乗っけると思いましたから。

○文化課長

要綱につきまして、アップされているかどうかの確認も含めて、怠ったことをおわび申し上げます。

それで、要綱につきましては、本日のこの会議で後ほど提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

○高橋委員

これは、今1回開かれただけなんですか。2回なんですか。それから、今後どういうふうな段取りで、どういうふうに詰めていこうとしているのか、そこに予算の提案にあるように、文化財の保護委員というのは入っていらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。

○文化課長

実績としましては、昨年11月に一度開催させていただきました。それ以降は開催をされておられません。今年度につきましては、この議会が終わってから7月以降に早急に召集をかけてさせていただきます。今回、本会議等でも御指摘を受けたわけ

でございますので、早急にやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○高橋委員

これ、言われたから早急にやるというね、別に文化課長に私、揚げ足をとるつもりは毛頭ないけど、ややそういうニュアンスなんだわ、正直言ってね。1回目も、もっと早くやらないかんのですよ。1回目をもっと早くやって、こういう話は2回、3回でばんばんとやって方向性出して、貴重な遺跡をどういうふうにまとめていくのか。それも当然そういう到達の上に立って、今度の市史編さんの中にも、荒新切だけをぐっと掘り下げた記述はできないにしても、市史編さんの中にも一翼を担っていけるような、そういう中身だと思うんですよ。だから、方向性はそう難しい話じゃないと思うんです。やっぱり遺跡としてきちっと残し、それをどう保全していくのか、試掘していくのかこれから、あるいは試掘した後、500平方メートルを超えるようなところを含めて、今後表層を含めてどういう管理をしていくのか。こういう文化財を子供たちあるいは地域の人たち、住民にどういうふうに啓発し、啓蒙してこれを暮らしの中に生かしていただく、新しいまちづくりの大きな土俵にしていくのか、そういう観点だと思うんですよ。その観点抜きに、回を重ねるだけが仕事じゃないですよ。だから、事務局、教育委員会そのものが文化財保護委員の意見も聞かれて、整備委員会もいいけども、文化財保護委員の皆さん、これ、文化財保護委員というのは、そういうときに重要な文化財について市から諮問を受けて答申をするというのが任務じゃないですか、今回補正されとる文化財保護委員というのは、諮問を受けて、答申するんですよ。だから、まずこの荒新切遺跡についてこういう経過で取得した、今もこうなってるけども、今後どういうふうにしていったらよろしいでしょうかと、私たちはこういうふうと考えていますと、何とか史跡公園として残すような方向、ただし試掘をしたほうがいいのか、いつやるのかということも含めて、市の財政状況も

踏まえて検討しているんだということをやっぱり文化財保護委員にもきちっと報告していただいて、そこで意見を聞いて、その意見を十分そしゃくした上で、さらに市教委の考え方をまとめて、この、今要綱で問題になっている整備委員会ですか。整備委員会というのは、もっと足元の具体的な話をするところでしょう、きっと。だから、大所高所は文化財保護委員の意見も十分聞いて、ここで市側の意見を多くまとめて、そしてこういう方向でいきたいけども、具体的にどうしたらよろしいでしょうかということ、足元の議論をそこで具体化していくと、私はこういう流れの中にある話だと思うんですよ。その意味では、今回の文化財保護委員の補正予算もそういう形でしっかりと対応してほしいと思うんですよ。どう思われますか、私の意見について。

○文化課長

全く御指摘のとおりだと思います。今伝えました文化財保護委員につきましては7名、荒新切のほうの委員も7名、うち4名が重複しておるということでございます。したがって、両委員会には非常にリンクしとる中でございますので、そこでしっかり協議していただいて、未来に残るような用地の活用をしていきたいと思っております。

○高橋委員

具体的にやろうと思うとお金がかかるんですけど、方向性はいつごろ出そうと、整備委員会に諮ってね。7名のうち4名が文化財保護委員なら、これ幸いなんです。大いに意見を聞いて、方向性をきちっと出して、その方向性について具体的な予算づけがどうなるのかというのはまたちょっと別の次元、お金の話ですから。方向性をきちっと出すという点では、いつごろを予定されておるんですか。

○文化課長

さしあたりまして、先ほど申し上げた議会が終りまして、早速召集した場で今回の結論も報告しながら協議をしていきたいと思っております。時期につきましては、いつまでというお約束をここでちょっと御勘弁いただきたいと思うんですが、

もうずっと前から用地を取得している中身でございますので、なるべく早く出したいと思っております。

○高橋委員

私は草刈りも大事な仕事でして、お金が無駄だと思いません、草刈りもね。将来あそこを、例えば芝生を張った場合でも、芝生の管理はじゃあ誰がやるんですかと。学校中庭の芝生を私、見に行きましたけど、一番大事なのは誰が管理するか、誰が水をまくのかと、夏場ね、という議論がありました。今、年に2回草を刈ってもらっておる、それに50万円かかるんですが、私はこのお金も無駄金とは思わんけど、ただ方向性も示さんまま、やたらに刈っとるだけでは、これはやっぱり問題だと思うんですよ。方向性を出して、みんながあそこを利用できると、行政財産として利用できる。保育園の遠足でかわいい子供たちがあそこへ行って、先祖がどういうところに住んだのか、そういうことも遠巻きながら、人生の小さいころにひとつ学んでおくということも大事な仕事、どこまでの、そういう点で子供たちに影響が与えられる遺跡に仕立て上げるのかどうかは今後の課題なんです。そうやって現に使われとるということであれば、やっぱり入れたお金は子供たちに返るし、その地域の人々のパワーになっていくわけですから、これは行政として喜びであり、投資効果があったということになるんですけど、今のままではね。要するに、河川の草刈りと同じなんだわ、位置づけが。河川の草刈りと同じなのでね、これはやっぱり方向性を出していただきながら管理するところが足りないということ、申しわけない、重ねて訴えておきたいと思っております。

教育長、もう一遍お答えをいただけますか。

○川合教育長

この荒新切遺跡の部分、破壊してはならないということですね。市が買い上げて、そのまましばらく手つかずの状況にあって、昨年からはありますけども、今動き始めた、まだそういう段階であります。本会議でもお話をしましたけども、この委員会の中で本当にいろんな御意見をいただ

きました。例えば、公園も行政がぼんとつくってしまふんじゃないで、市民がそこで食事をして、みんなでつくっていくようなそういう公園もひとつではないかと、それからやっぱり子供たちがそこに行って何か学びができるような、例えば火おこし体験ができるだとか、そういうのもいいんじゃないのとかいうような話、それから専門家の先生がこの専門家でありますけども、ここに一つ、例えば展望台みたいなものをつくったらどうかという意見もあったんですが、いやいや、それほどものではないでしょうと、この史跡の性質あるいは規模からいったら、そういうものを求めるのではなくてというような御意見だとか、本当にちょっとまだいろんな御意見が出ただけで第1回目が終わってしまったので。ただ、市としては、知立市のシンボルとなるような遺跡にしたいとか、あるいは誰もが気軽に散策、憩うことのできる公園にしたいとか、それから遺跡の保存だけでなく、活用もできるような、市民が参加できるような、またコンセプトとしては一つに絞られてはいないわけですけども、そんなことを考えながら方向性を出していきたいと思っています。

○高橋委員

ぜひ、私はいろんな視点から議論されて、しっかりしたものをつくっていただきたいというふうに思うんですね。一時は、あそこヘラベンダーが植わっておった、現地の人が、最近はラベンダーも陰もないということですよ。せっかく一時はアプローチしてもらったけど、いろんな事情で、結果としてはもうラベンダーもあそこないと。それから、東の方にちょっとこんもりとした松がありますよね。ああいうところも十分全体の景色の中では取り入れることもできるので、今、教育長、所見の一端を述べていただいたんですが、ぜひ積極的に対応していただきたいということを申し上げておきたいと思います。

それから、総務費、防災対策費、夜間防犯パトロール業務委託554万2,000円、この内容について御紹介ください。

○安心安全課長

これにつきましては、この年度が過ぎましてから要求が通りました新規の事業として計上させていただきます。内容につきましては、昨年まで行っておりました緊急雇用対策事業等々のものでございます。

中身まで説明してよろしいですか。

それでは、その内容は徒歩及び青パトの巡回を行うというものです。

○高橋委員

これは平成25年度当初予算ではないと、現在、というものです。

○安心安全課長

そのようです。

○高橋委員

これは、当初予算では青パトはもうやらなくていいという判断で計上しなかったということです。今回なぜ補正で、全額県費なんですけども、何で補正で出てきたんですか。

○安心安全課長

まず、私ども、パトロールにつきましては、当初予算では交通安全対策費で安全巡回委託業務として行っております。内容的には、22時から午前4時までを徒歩、もしくは青パトで警らしておるものでございます。先ほど新規と御説明させていただきまして、緊急雇用対策の事業につきまして、条件が今年度から変わりました、当初で行っておるものでは本来この緊急雇用という趣旨に沿わないと。会計検査での指摘もあったそうです、聞くところによりますと。緊急であるからこそ補正で上げていくものだというふうに理解をして、今回上げさせていただきました。

以上です。

○高橋委員

計上のやるなということかな。計上のじゃ緊急じゃないじゃないかと。だから、だから毎年やるやつに、だから県費つけれんよと、一遍やめて、この6月から計上するところに緊急性があるじゃないかと、こういうふうに理解せよということですか。

○安心安全課長

そのような御理解で結構でございます。

○高橋委員

笑っちゃう話だけど、そうですか。来年度以降もそういう措置になるんですか。上半期はしばらくなくと、緊急性をみんなが認識したら補正予算で組むと、県費と。

○安心安全課長

似て非なるものといいますか、私ども、青パトによる深夜の業務は、過去からだんだん犯罪件数としては下回ってはおるんですけども、必要性は私ども感じておまして、当初からなるべく上げていきたいと。ただ、補助をいただける内容については、今のところ、緊急雇用の対策事業で見当たらないということで、切りかえができるなら、来年度以降もあるというなら、こういうふうに変えていきたいというふうに考えております。

○高橋委員

わかったようなわからんような話ですが、補正でそういう形で計上されたと。

それで、当初予算で、夜間パトロールについては交通安全対策に所管がえだよと、同じ総務課の中でね。そういう説明じゃなかったんですか。今回出てきたのは、交通安全じゃなくて、防犯対策で出るんですが、この辺の整合性はどうか。

○総務部長

緊急雇用の創出事業でございますが、県から平成25年度、緊急雇用創出事業基金の事業の募集についてというような、そういう文書が来ております。その文書の中で、対象とならない事業の項目に、既に平成25年度当初予算で予算要求してる事業は対象になりません、これにより当初予算に計上せず補正で対応したということで、これは先ほど安心安全課長が言いましたとおり、会計が非常に厳しくなったということで、会計検査院が当初予算から上げているというのは緊急雇用に当たらないんじゃないかと、そういうようなことを指摘があったということで、それを県が準じまして、緊急雇用対策として当初についてはだめだというような形になっております。

以上でございます。

○高橋委員

会計検査院も、もっとほかを検査してほしいわね。今のようなレベルの話ならね。それが検査院のための検査結果みたいな話ですがね。それで、補正ならいいよと、当初はだめだと、それは手続論じゃないはずなものでね。総務部長のおっしゃる報告が真実だとすれば、ちょっと私は眉唾で、会計検査院に物申す立場じゃないけど、申したいぐらいだよ、今のような話なら。そこで、私が聞いたのはそうじゃなくて、この種の事業は交通安全のほうに目を変えるんだというふうにおっしゃっていたんでしょう、当初予算で。違うんですか。夜間パトロールは交通安全のほうへ所管がえしますと、予算歳出を。そういうふうにおっしゃったんじゃないですか。何でここでまた交通安全じゃなくて、防犯16節で再度計上されてきているのか。11節の交通安全のほうに移行すべきではないのかというふうに私自身は受けとめているんですが、そこを少し明快にしてください。

○安心安全課長

まず、このパトロールについては昨年、以前も防犯というふうにはありますが、交通の、例えば自転車置き場周辺を回ったり、防犯もあわせて交通安全も指導してまいりました。内容的には、言葉がおかしいですが、同じような内容です。先ほど総務部長が言いましたように、補助事業がいただける内容として、知立市全体にとってみればプラスという意味で、方法論として私どもも考えたつもりです。内容的には、ここで言うのもあれですけども、主眼は交通安全が4月からの当初で、今後は防犯、深夜を含めまして、徒歩を重点的ということではなくて、青パトのほうを重点的に深夜回らせようという計画でおります。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

○高橋委員

もう一つ、ちょっと大事なことを忘れていました。

本会議で元気交付金、今回で計上されていませんですが、元気交付金についてお尋ねしました。約3

億4,000万円の元金交付金が頂戴できると。けども、それは年度内に全部完了するという大前提なので、どう割り振るのかということが明確じゃないので、現時点ではまだ計上できないと。9月にはもう出さんと間に合わないと思うんですが、もう一回、この元金交付金の対象になる事業内容、事業というものはどういうものがあるのか、どういう性格の事業なら元金交付金の対象になるのか。本会議でも言っていたと思うんですが、もうちょっと詳細にお聞かせいただけるとありがたいんですが。

○企画政策課長

元金交付金の臨時交付金の交付の充当可能事業ということでのお尋ねかと思えます。

建設公債の対象であって、修繕あるいは改修・整備事業ということで、面整備事業、こちらのほうが対象になるということになります。

○高橋委員

庶民の言葉でちょっとわかりやすく。

建設公債の対象、つまり建設地方債の対象ということですか。建設公債の対象というのはどういうことですか。

それから、面整備でどうのこうのとおっしゃるけども、もうちょっと我々庶民の言葉でお願いしたいんですが。

○企画政策課長

失礼しました。

建設地方債、それも対象ということなんですけど、今の面整備というのは、ただ物を買ってきて置くだけとかそういうことじゃなしに、修繕にしろ改修にしろ、そういった整備事業を行うというような事業が対象事業ということになっていると認識しております。

○高橋委員

二、三、具体的に例示してください。

○企画政策課長

例えばなんですけども、建物の何か屋根の補修をすとかそういったもの、あるいは道路の整備をすとか、そういった事業が該当するというふうに認識しております。

○高橋委員

そうなりますと、請負関係ということになりますね。そうすると、物によっては、これ、繰越明許なり継続でもいいですか。

○企画政策課長

まずは今、平成25年度の予算に計上している事業に充当という、その中でまずメニューを探します。それから先ほど言った交付金の充当可能事業で、年度内に完了が可能なものということで、事業に追加実施していくというようなことで考えております。

○高橋委員

つまり9月で、中身は面整備、物を右から左に買って置いてくだけじゃだめだということになると、請負関係が前提になりますよね、これ。屋根の補修にせよ、道路構築にせよね。そうすると、9月で補正を上げて、年度末に完了と。本会議では、たしか部長は繰り越しを認めないと、県のような次年度繰り越しはだめだよということもおっしゃったような記憶があるんですが、そうすると、なかなかこれは難しいなと。3億4,000万円ね、今回の補正のテーマではないけど、この補正にはそういうテーマが裏書してあるんですよ。この補正にはそういうテーマが裏書してあって、隠れているんです。有効に使われることは私、大賛成なんです。その向こうの話は別ですよ。だだくさなお金があって、赤字公債じゃないかと、この話はちょっときょうの主題じゃないので別なんですけど、有効に使われることは大事だと思うんですけど、本当にいくんですか、これ、3億4,000万円。ちょっと見通しを聞かせてください。

○企画部長

まず、この対象事業ですが、ちょっとわかりにくいかと思います。要は、建設地方債という借金が借りられる対象の事業かどうか。これは、わかりやすく言えば、インフラ整備ですね。新しく道路をつくり、新しく箱物をつくる、こういうものが建設地方債の対象ですが、その中でも機能向上があれば一部認められるんです。というのは、例えば庁舎のトイレの改修工事、これは和式のまま

だと、これは起債の対象ではありませんけども、仕切りを直す、あるいはウォッシュレットにする、洋式にする、こういうものは機能向上ということで、起債の対象の工事になります。こういったメニューも、実際今回やろうとしておる中にも入ってございます。今回、企画部長名で二、三回ほど各部署にこういう元気交付金の適正な事業かということで御連絡を申し上げたんですが、なかなか本会議でも申したとおり、皆さん、おなかいっぱいで、仕事いっぱいという状況です。これはあくまでも、建設地方債が借りられる事業というのは、もう原則的には工事請負です。ですので、設計書を組んで、図面をつけ、発注するまでの仕事というのは、建設部局あるいはそういう土木建築部局の仕事でありますので、これが所管が教育であれ、総務部であれ、これ、仕事するのはそういう建設部局あるいはそういう技術部局の仕事で、そこが要は今回の仕事をこなせるかどうかというところでございます。今、既存の平成25年度の当初メニューで単独費に使うものにも今、財源で当てようとしてます。委員が御心配の9月補正で顔を出す事業、これが年度内に間に合うのかということですが、間に合いそうもないものは上げていないつもりでございます。年度内完了ができるもので今寄せ集めて、どれができるか、できないか、今ちょっと吟味しとる最中でございます。原則的にはできるという想定で今事業を集めていますので。

○高橋委員

そういうことであれば、当初予算に計上した工事ね、その一部は3月の補正で前年度に前倒ししたわけだね。これは、実態工事は今年度やるわけでしょう。その上になおかつ、平成25年度で残った単独費を3億4,000万円のほうへ移行すると。そうすれば、単独費の一般財源は置きかわりますから、3億4,000万円全部当初予算の単独費に置きかえたとすれば、3億4,000万円の一般財源が浮くということになるんですよ、今の説明では。ただ、単独費の全部を3億4,000万円というわけにはまいらないと思うんです。だから、どこにどの程度の新たな事業を起こしていくか設計を組ま

ないかん。今おっしゃるように、職員も元氣予算を消化するのに精いっぱいであるのに、また新たな予算を執行するというようなことは大変だと。だけど、何とか3億4,000万円の歳出に充当する事業がセレクトされて、9月には現計当初予算の乗りかえと申しますか、組みかえも含めて対応できるという理解でいいですか。

○企画部長

そういうことでございます。9月補正で新たにできるものも、できるだけ多くしたいという気持ちもあります。新たに発注する分もできるだけ多くしたいという気持ちで今やっています。ものによっては、実施計画でいつも追いやられとる事業をいきなり前に持ってくるというものもございますけども、これは必要がない事業じゃありませんので、たまたま財政的にできないとか、そういうものは今回救われるということでございます。そういう気持ちで今組んでおりますので。

○高橋委員

ということは、最終的にはいつごろそれは固まるということでしょうか。懸案事項は、我々がもうどんどんやれと、3億4,000万円でやれと。荒新切もやっちゃえばいいじゃん、例えばね。そういうことが可能だということを示唆された。別にどんどん意見言えというわけじゃないけど、そういう内容なんだと。これはいつごろまでに確定されるということですか。

○企画部長

最低でも7月22日から9月補正の部課長査定が始まりますので、それまでには全部出さろうというスケジュールでございます。

○高橋委員

わかりました。

○山崎委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本案に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

次に、討論に入ります。

まず本案に対する反対討論の発言を許します。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号について、挙手により採決します。

議案第46号は原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手全員です。したがって、議案第46号 平成25年度知立市一般会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時52分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時02分

○山崎委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

陳情第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

○神谷委員

陳情第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出を求める陳情に対し、民友クラブを代表して不採択の立場で発言させていただきます。

当然、核兵器をなくしていくということに関し

ましては理解できるところであります。しかし、国家間の話し合いの状況は知るべくもなく、地方議会の立場でこのような意見書を提出することには違和感を覚えます。そのような観点で、本陳情につきましては賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにごいませんか。

○水野委員

知立政策研究会は、陳情第3号につきましては、日本という国の立場、置かれた立場から考えて、陳情第3号に関しては採択でお願いします。

○田中健委員

陳情第3号につきまして、市政会を代表して発言をさせていただきます。

ことし4月に開催されたNPT再検討会議第2回準備委員会において、南アフリカから、いかなる状況下でも核兵器が再び使用されないことが人類生存のためになると訴える核兵器の人的影響に関する共同声明が発表されました。これに対して、日本政府は賛同拒否を行いました。この際に、天野国連軍縮大使は以下のような演説を行っております。

日本は、共同声明の内容について慎重かつ真摯に検討を行いました。原子爆弾の惨禍を知る唯一の国として、日本は核兵器使用がもたらす人的影響についての懸念を共有しています。核兵器使用がもたらす短期的被害、さらには耐えがたい社会経済的世代を超えた損失について共同声明が言及しておりました諸点を含めまして、日本は核兵器の人的影響に対する基本的な訴えに賛同いたします。しかし他方、日本を取り巻く安全保障環境を念頭に置きながら、私たちは声明の性格とそれとの整合性を慎重かつ真摯に検討し、声明の修正をめぐる協議を行いました。残念ながら、相互に納得できる結果は生み出せず、日本は声明への賛同を見送ることといたしました。しかし、日本は将来、同じテーマの声明に対し賛同する可能性を真剣に検討したいと考えております。日本は、他のいかなる国よりも、核兵器使用の非人的結

果を理解しております。私たちは今後も、世界に対し、また、将来の世代に対し、核兵器使用のもたらす惨禍の実相を伝えていくという重大な責務を果たしてゆく所存です。

以上のようなコメントです。ここにあるように、この判断は日本の置かれた立場から出された苦渋の決断であることを理解し、この政府の判断を否定する本陳情につきましては不採択の立場でお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○高橋委員

陳情第3号につきましては、採択すべきだというふうに思います。

陳情書にありますように、2010年5月の核不拡散条約再検討会議では、核兵器のない世界の平和と安全を達成すること、このことに合意いたしました。これは非常に重要ですよ。核兵器のない世界の平和と安全を達成する。合意をいたしました。全ての国家は、核兵器のない世界を達成し維持するために必要な枠組みを築く特別な努力をする必要がある。このことを合意点で協調しております。2015年の再検討会議が待たれるわけですが、今、市政会の副委員長のお話がありましたように、本年4月の再検討会議第2回準備委員会で、アフリカなど70カ国以上が賛同した核兵器の人的影響に関する共同声明について、先ほど紹介のあったような理由で日本政府は賛同を拒否いたしました。しかし、そのことと、申し上げたように、世界の平和と安全を達成するために核兵器のない世の中をつくろうということが否定されたことではないというふうに私は考えます。そういう点で、世界が核兵器をなくすために真摯に努力を重ねている今こそ、唯一の被爆国である日本政府こそがその立場で核兵器をなくす先頭に立つべきだという文脈になってくるんじゃないかというふうに思うんですね。特に知立市は市制40周年、被爆65周年の節目の年である平成22年6月18日の市議会において、全員賛成で平和都市宣言を制定いたしました。知立市は平和都市宣言において、核兵器の

廃絶と戦争のない平和な世界の実現に貢献するということを誓い、これは全会一致で可決をされました。私はこの点が非常に大事だし、当陳情を吟味し審査する市議会議員の皆さんの一つの重要な判断材料に、この平和都市宣言が置かれなければならないというふうに思うわけです。本年6月3日、核兵器廃絶2013年あいち平和行進が知立市に入りました。市役所前の出発集会が開かれました。その模様は、先ほど藤山さんが冒頭の意見陳述で述べられたとおりであります。市役所前の集会には、林市長、池田滋彦議長がともに参加をされ、激励の挨拶をされました。核兵器全面禁止アピール、これに賛同する市長と議長の両氏の署名が紹介され、行進団に託されたわけであります。これも非核平和宣言、知立市平和都市宣言の流れから言えば、至極当然のことだというふうに思います。このように知立市では、思想信条や過去の歴史観の相違を超えて、市長を初めとする市当局、我々議会が協働して核兵器廃絶を高く掲げ、その願いを実現するために努力をしてきたところであります。したがって、私は本陳情が全会一致で可決されるものと理解をしておりました。大変残念な結果ですが、そのことを強く強調して、本陳情に賛成するものであります。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

○高橋委員

自由討議なので、率直に伺いたいんですが、隣に池田滋彦議長がみえるので、もし陳情者提案の文面が問題があるとすれば、先ほど言ったブラジル以下70カ国共同したアピールですか、核兵器の人的影響に関する共同声明に対し、日本政府は賛同を拒否したと。このくだりが気に入らないなら、これを削除しましょうよ、これは我が市議会

として。問題は、そういう経過で来てるからこそ、今核兵器廃絶の意見書を出すことが大事なんだという背景説明に使われているわけでありまして、この拒否事項が。もしそれが障害だというなら、これを取りましょうよ。意見書のサンプルは、これはサンプルですから、合意していただければ、後ほど文案をつくりましょうよ、これ。そうしないと、私、ここにみえるけど、池田滋彦議長の立場がなくなる。核兵器全面禁止のアピールに賛同されて、そして行進団に届けられたんでしょ。私も現場におりましたけど。その議長が、所が変わると、核兵器廃絶の陳情に反対されてる。これ、知立市議会というところはどこかというところなんだと。私、池田滋彦議長を非難しとるわけじゃないですよ。どういうことなんだということになるじゃないですか。議長は手を挙げたかったけども、市政会がそれを抑えてるんだと。だとすると、市政会長を初め市政会の幹部団、正副委員長幹部団がどういうことなんだと。おっしゃるのが理由だとすれば、先ほどの討論のね、だったらこの部分は削除するなり文面を変えるなり、問題は、出口は核兵器廃絶を日本政府に求めると、もっと頑張れと、唯一の被爆国として、そういうことになればいいわけでしょう。私は再考していただきたいというふうに申し上げます。

もう一つ、じゃあ知立市の平和都市宣言というのは、あれは一体何だったのかと。おれはその採決に参加してないというのなら、それも一つの方法です。平成22年でしたか、40周年。平成22年6月18日、おれは議席がなかったんだと、おれらの先輩が勝手に決めて、それが気に入らんというなら、それはそれで一つの論ですから、それを言うていただければいい。けども、知立市平和宣言、採択して全会一致、その中に核兵器の廃絶と二度と戦争のない世の中に私たちは貢献していくんだと、それを訴えていくんだということを述べている議決をしながら、どこが気に入らんか知らんけども、この案はいかんというのは、これは論理一貫しません。これは市政会の皆さん方の、特に私は池田滋彦議長の職責に傷がつくし、知立市議会

の権威にかかる話だと思います、私は。ちょっと御意見聞かせてもらいたい。

それから、民友クラブの神谷委員に申し上げたい。この種のもの、なじまないんですか、これ。地方議会には違和感があると。だとしたら、知立市平和宣言、もう違和感の固まりではないですか、あれは。そう思いませんか。地方自治法第99条の第2項が私たちに機関意思を明確にすることを認めています、国の施策や仕事に対して。遠い全然関係ない国と国の間で何かトラブルがあるときに、それについてどう思うんだというようなコメントを市議会に求められた場合には違和感があるかもしれないませんが、私たちの祖国と私たちの国、しかも唯一の被爆国、平和宣言までやって、平和の式典をやってるじゃないですか。なぜこれが違和感なのか、さっぱり私わかりませんね。逃げていらっしゃるとしか言いようがありません。私はぜひ神谷委員にも再考いただいて、文面的に修正するものがあつたら変えていただいて結構ですから、議論してですね、何とかこの願意を生かせないものかという点を提起したいと思います。

○山崎委員長

発言はありますでしょうか。なしでよろしいですか。

○高橋委員

隣の池田滋彦議長に聞きたいんだがね、本音を。核兵器廃絶を願う署名を行進団に渡されたその方が、文面は多少違いますが、出口は同じ核兵器廃絶の議決を求める陳情に、所を変えたら反対だと。そうすると、そういう市議会なんですかと、知立市議会というのは。市議会を代表するという方というのは、そんなに所と場所が変わって、本質論がころころ変わるんですかと。知立市議会議長のこれからの御発言というのは、そういう発言の軽さ、そういう発言という響きでしか受けとられなくなるとしたら、これは1人市政会の問題だけではありませんね、これは。市政会の問題だけでないと思うんです、市議会全体の品位といいいますか、権威という言葉は余り使いたくないけども、市議会全体の対市民に対する評価にもかかわる問

題ですよね。私は池田滋彦議長の御意見を、この際きちっと承りたいと思います。

○山崎委員長

しばらく休憩します。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時18分

○山崎委員長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに自由討議、発言はありますでしょうか。

○高橋委員

それはいかんですよ。誰も回答しないなんていうのは、無責任そのものじゃないですか、あなた。それで陳情者に意見陳述をしていただいでです。陳情は市の政策方針だと、我々は陳情の中身は市議会の政策だと受けとめて、大事にしていこうじゃないかということで、位置づけがあつてやるんでしょう、議会基本条例にも。調子が悪くなったらこうで、委員長もふたをすると。なじまんというのもけしからんですよ、私に言わせれば。何がなじまないんですか。態度保全をしとるだけじゃないですか。核兵器が必要なら必要だという論を張られりゃいい、本当の話として。地方といえども、政治家なら、私は核兵器が必要なら核兵器が必要とおっしゃればいいんです。これは地方議会になじまない、そんな便法でかわしてみえるだけですがね、住民の陳情をね。わざわざ来てもらって、陳情者に意見陳述してもらって、知立市の対応がありがたかったと、議会の対応がすばらしかったとって、皆さん、知立市議会の高い評価をされて、私はてっきり全会一致でこれは可決されると思った、池田滋彦議長も隣に見えるし。全然違いますがね。私は答えてもらわないかんですよ、これは、両議員に。そんな自由討論にならないでしょう。

○田中健委員

せっかくの発言の機会をいただきましたので。繰り返しになりますが、本陳情に関しまして、我々市政会といたしましては、もちろん議長も含めて議論をさせていただきました。本文面に関し

ましては、もちろん高橋委員のおっしゃるとおり、知立市は平和都市宣言を掲げており、そちらへ向かって行く自治体としての方針を打ち出しておりますが、本陳情の文意、特に意見書の案に含めてもそうですが、終始一貫、今回の第2回準備委員会においての日本の不採択に対して抗議する文面が含まれております。そういう意味におきまして、部分的に変えても、その文意はなかなか変わらないという部分で判断させていただきまして、今回は不採択とさせていただきますが、高橋委員のおっしゃるように、そういった文面とはまた違う形で平和都市宣言に沿った形の陳情を提出していただく機会があれば、またその際に考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○山崎委員長

ほかに発言はよろしいでしょうか。

○神谷委員

先ほど述べさせていただきました。私、民友クラブを代表してというふうに申しあげましたけれども、会派の中で話し合った結果、こういう文章になったということでございます。また、当然核兵器をなくしていくということに関しては理解できるというふうに申しあげましたので、それにかえさせていただきますと思います。

以上です。

○池田滋彦委員

先ほどから議長、議長といわれましたので、一言だけ申し上げたいと思います。

確かに行進には出席させていただきました。ただ、ここは委員会です。私は一委員ですので、市政会の申しあげたとおりに賛同させていただきますと思います。

○高橋委員

私、申しあげたように、文章上そこがあるなら、それは直しましょうよ、せっかくの陳情ですから。ちょっと調子悪いので、改めてつくり変えて持ってくるなら審議してやると、今の話はそういう話だがね。改めて持ってくるなら審議してやるけども、こんな70カ国のものに対して異論を唱えた日

本政府の記述があるものについてはだめだと、つくり変えてもってくるなら審議してやると、こういう話ですよ。平たく言うと、田中委員ね、これはどうなんでしょうか。私は、議案という形で一言一句手を加えられないものであるならば、それはそういうことはあるかもしれませんが、これは一つの例文ですから、何とか一致できるような内容に努力するというのが議会人としての姿ではないでしょうか。そこを改めて申し上げたい。どうですか。

それから、神谷委員ね、代表なら代表らしく起承転結で論理に参加してくださいよ。起承転結で論理に参加しないと、それはだめです。会派で話し合った結果、こうなったからこうなんだ、それは委員会の議論というのは子供の議論じゃないですから、大変申しわけないけれども、それでは失格ですよ。

それから、池田滋彦議長ね、私、議長職について頑張っているから、一致できるところは大いに頑張っていて、知立市議会の長として御尽力いただくことに何の疑問も挟みませんが、核兵器廃絶の短いアピールですよ、あれは。短いアピールだけど、核兵器廃絶の、今回求めている願意の中心で参与されているわけですから、それはちょっと大矛盾でね、平和行進の皆さんにも釈明できないし、市民の皆さんにも、また我々にも明快な態度とは言えない。所と場所によっては態度が違いますよということになるので、これは議会のあり方として、長としていかなものかと。大変言いにくい話なんです、これは陳情者もみえることだし、申し上げるべきことは申し上げておかなきゃまずいということなのでね。どうなんだろう、文面の変更ということは、もうかなわないことなんですか。そのために自由討議やってるんですがね、ぜひ熟慮をお願いしたい。

○山崎委員長

ほかに発言はありますか。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第3号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。したがって、陳情第3号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第4号 公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言を願います。

○神谷委員

それでは、陳情第4号につきまして、民友クラブを代表して、不採択の立場で発言させていただきます。

地方自治体の入札と契約は、透明性と公平性、競争性を適切に確保することが重要とされ、さまざまな施策が実行されております。現時点におきましては、多くの問題を生じているとは考えにくく、本陳情につきましては賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○安江委員

陳情第4号 公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書に対しては、一般労働者の感情を配慮して、反対の立場から不採択とさせていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○田中健委員

陳情第4号 公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求めという陳情書ですが、この件に関しては、過去にも同様の陳情が提出されました。市政会としましては、そのときと考えに変更はありませんので、不採択をお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○水野委員

陳情第4号につきまして、陳情者が言われる公共のサービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書、趣旨について理解できるものがあります。しかしながら、権利ばかり主張することなく、労働義務においても国民の期待に沿うよう努力してもらいたいことをつけ加えて、採択をお願いします。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○高橋委員

陳情第4号は、これはアベノミクスの掲げている労働者の賃金2%を具体化するための陳情なんですよね。なぜここが言及していただけないのかよくわかりません。今、アベノミクスは、お金を日本銀行で次々に印刷して市場へ流す、そのことによって景気がよくなるだろうということで始められましたが、既に御案内のように、バカノミクスと、きょうのどこかの週刊誌のつり看板の広告にバカノミクスと書いてありますよね。こんな政策が成功するはずがないと、既にその実態が明らかであります。私、きょう持ってませんが、中日新聞の川柳の欄をごらんください。優秀作が丸が打ってあるんですよ。あの丸の売った優秀作品、後ほど休憩にまだ控室で読んでもらおうと、アベノミクスがやゆされております。

労働者の賃金をどうしたら上げれるのかということが、日本経済の実態を下から支えていく景気浮揚の最も重要なテーマであることはお互いが理解するところではないでしょうか。本陳情が述べ

ているように、公共サービス基本法第11条は、国及び地方公共団体が安全かつ良好な公共サービスを適正かつ確実に実施するため、公共サービスに従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な措置を講ずるよう努力するように定めております。これは基本法の第11条で書いてあるんです。これは、他の労働者との格差が拡大するとか、そういう問題じゃありません。昨今、知立市もその立場に立って努力が始まっています。知立市が発注する入札についても、価格破壊と思われる低入札価格による入札が増加しています。公共サービスの調達で、事実上のダンピングを容認すれば、受託業者に雇用される労働者や下請労働者に対する労働条件の低下など、働く人々に犠牲のしわ寄せがいくことは火を見るより明らかであります。当市は、ダンピング競争を適正に抑制し、地元業者育成にも着目して、総合評価方式の入札拡大に努力をされております。先回は一つのものが五つになるんですか、総合評価方式を拡大されております。その総合評価方式の場合には、契約において労働者の労働時間や賃金、各種保険の加入状況など、個々の労働条件を報告するように求めています。まさに従来と比較すると、重要な第一歩を行政が既に歩み出していると思います。残念ながら、今それが行政指導につながっていないというところが弱点であり、限界です。言われておりますように、公共サービスに従事する労働者の適正な賃金保証、労働条件の確保、雇用の安定と継続保証、こういう公契約法の制定はまさに急務であり、日本の労働者の賃金を下から支えていく重要な施策でございます。よって、私は本陳情に賛成するとともに、意見書を提出すべきだということを申し上げたいと思います。

○山崎委員長

それでは、これより採決します。

陳情第4号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第4号について不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第4号 公共サービス部門に働く労働者の環境の整備の実現を求め、適正な下請単価や賃金・労働条件を確保できる公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第5号 ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○神谷委員

陳情第5号につきまして、民友クラブを代表して、不採択の立場で発言させていただきます。

公の機関を一方の契約当事者として締結する契約においては、その契約で働く労働者の労働条件が団体協約、また承認された交渉機関、仲裁裁定あるいは国内の法令によって決められたものよりも有利な労働条件に関する条項及びこの条項の変更は権限のある機関が関係労使団体がある場合は、その労使団体と協議した上で、その国の国内事情に最も適当と認められる方法でこれを決定しなければならないことになっております。先ほど公約法についての考え・趣旨と同じということでもあり、民友クラブとしては賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○安江委員

この陳情につきましては、昨年、同様の陳情が提出され、一意の会としては不採択とさせていただきました。昨年と変化がありませんので、不採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○田中健委員

陳情第5号 ILO第94号条約のという陳情に対してですが、先ほどの第4号と同様、過去において同様の陳情が提出され、市政会としましては、そのときと考えに変更はございません。不採択でお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○水野委員

陳情第5号、陳情者の意見書について、公共サービスに従事している労働者だけの問題ではなく、全ての日本人に当てはまるように思われます。やるべき職責はしっかり行っていただきたいということをつけ加えて、採択をお願いします。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○高橋委員

陳情第5号は、先ほど公契約条例、公契約法の関係がありましたが、公契約法の制定と密接不可分であります。ILOの早期批准を求める陳情に賛成するものでありますが、陳情者が述べていらっしゃるILO第94号条約とは一体どういう内容なのか。これは、公契約における労働条件に関する条約であります。内容は2点です。一つは、公契約の入札に参加する事業間で人件費が競争の材料になっている現状を一掃する。全ての入札者に当該地域で定めている特定の労働条件や基準を守るように義務づける。これが第1です。第2は、公契約による賃金や労働条件に過剰な圧力がかからないように、公契約法によって基準条項を明確に盛り込むことであります。まさにこれは、公の発注する、公の仕事に携わる労働者の労働条件を入札の切り売りで低めたりして、結果的にワーキングプアが公共工事をやる労働者にしわ寄せにならないように国際的に明確になった、いわば社会的常識であります。日本が先進国だというなら、このILOの第94号条約、これを速やかに批准すべきであります。人権と民主主義、人間らしさを口にするなら、まさに早期実施は当然ではないでしょうか。住民の税金を使う公共事業で利益を得ている事業者は、労働者に対し、人間らしい生活

と労働条件を保障することは、これまた当然です。発注者たる国や地方自治体は、それらを確保する責任があることを明確に自覚すべきであります。公契約法の早期制定は時代の要請であり、労働者の賃金をしっかりと守ることであり、人間らしく働くことを保障する最低のセーフティーネットであります。よって、本陳情に賛成するものであります。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第5号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第5号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第5号 ILO第94号条約の早期批准および公契約法制定を求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第6号 住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

○神谷委員

陳情第6号につきましては、民友クラブを代表して、不採択の立場で意見を申し上げます。

地域主権改革や独立行政法人の抜本的見直しは、

地域において国が果たすべき責任と役割など曖昧にするものとは思いません。現時点におきましては、まだまだ検討しなければならない点も多く、賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

○安江委員

陳情第6号 住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書も、昨年同様な陳情が提出され、一意の会としましては不採択とさせていただきます。昨年と変化がありませんので、一意の会としては不採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

○田中健委員

陳情第6号 住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情書ですが、これに関しましても、先ほど同様、過去に同様の陳情が提出され、市議会としては協議の結果、そのときと考えに変更ありませんので、不採択でお願いいたします。

○山崎委員長

ほかによろしいでしょうか。

○水野委員

陳情第6号につきまして、知立政策研究会として意見を述べさせていただきます。

生活保護費の引き下げ、消費税の引き上げ、安倍首相のTPP参加表明、憲法改正との関連にかかわらず、住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を図ることは、どの政権下であってもなすべきことであり、採択でお願いします。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○高橋委員

陳情第6号は採択すべきものだと思います。

先に民主党政権は、地域主権改革あるいは独立行政法人の抜本的見直しを掲げました。その結果、

国の出先機関の廃止や独立行政法人の整理・統合、国が定めている施設の最低基準の緩和や廃止など、住民サービスの低下や合理化が強行されてまいりました。東日本大震災の経験や教訓からも、今後予想される南海トラフ大地震などの対策のためにも、政府出先機関や独立行政法人の一方向的な廃止は、国が果たすべき役割を曖昧にし、結果的に地方にその役割を転嫁するものであり、容認することはできません。また、道州制導入は、国民の生命や財産、福祉、暮らしを守る国の責任を、これも地方自治体に転嫁させるもので、新たに大都市への集中と過疎の大きかりな拡大を生むことになります。道州制は、地域間格差を拡大させ、農山漁村の衰退が進み、行政と住民の距離が遠くなり、福祉や医療、教育などのサービス低下が懸念をされます。さらに、日本古来からの集落や里山、地域の特性や風土が壊されることが大変心配です。以上の点から、住民に身近な行政を後退させ、暮らしを破壊する道州制の導入をしない、このことを求める陳情に賛成するものであります。

○山崎委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第6号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第6号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第6号 住民の安心・安全を支える行政サービスの体制・機能の充実を求める

意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第7号 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、国家公務員の「賃下げ」に連動した地方公務員の賃下げの強要を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○神谷委員

陳情第7号につきまして、民友クラブとして、不採択の立場で意見を申し上げます。

7.8%の国家公務員の給与引き下げに合わせ、地方自治体に同程度の職員の給与を引き下げる要請が来ておりますが、当知立市はその要請に応えないとなっております。各自治体がおのおの判断すべき事がらであり、あえてこのようなことを意見書として提出するというに違和感を覚えます。以上の理由で、本陳情につきまして、賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○安江委員

少子高齢化への積極的な対応、雇用対策、環境保全対策、災害や事故に対する安全対策など、地域の行政需要は増大しており、住民の福祉の増進を図る地方自治体の役割発揮のために、地方財源の充実強化、補助金と交付税の増額が求められている。これらのことによりまして、地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、国家公務員の賃下げに連動した地方公務員の賃下げの強要を行わないことを求める意見書、これはそぐわないものと思われるところでありますので、一意の会としては、不採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○田中健委員

陳情第7号 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、国家公務員の「賃下げ」に連動した地方公務員の賃下げの強要を行わないことを求め

る意見書の提出を求める陳情書でございますが、多少表題が変わっておりますが、本意としては、過去に出されている陳情書、ほぼ同意と認識いたしました。そのときの意見と市政会としては考えに変更ございませんので、不採択でお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにごございませんか。

○水野委員

陳情第7号につきまして、多くの地方公務員は真摯に仕事に従事されております。その仕事に見合った給料を支給することは当たり前であります。単に人件費削減を図ることで財源を得ようとする施策については、問題があると考えられます。よって、陳情第7号は採択でお願いします。

○山崎委員長

ほかにごございませんか。

○高橋委員

陳情第7号は、採択すべきものであります。

地方が自治権を拡大して、住民福祉を一層増進させる上で、安定的財源確保は必須の条件です。国は、地方交付税や国庫負担金の削減、これに照準を当てていますが、陳情が述べているように、申し上げた理由から地方交付税、国庫負担金の増額は当然の措置であり、地域住民の願いです。地方分権拡大のため、政府は地方財政拡充の措置を誠実に履行すべきだと思います。

政府は、国家公務員の給与を7.8%引き下げ、それに合わせ地方交付税を削減して、地方自治体の職員に給与の引き下げを強要していますが、これはとんでもないことであります。人事院制度を無視する許しがたい行為だと言わざるを得ません。きょうの朝日新聞に、職員給与減、悩む自治体、国の要請東海で割れる対応と、各地で割れているというわけですね。だから、地方議会がこの意見書を採択して、そうではないんだと、地方自治体の職員の給与を一律7.8%削減するのはおかしいじゃないかと、こういう意見書を上げないと、各自治体は悩んでいる。たまたま知立市の市長の場合には、さきの議会で、基本的には国の強要に屈

せずという態度を出されたようでありますが、制度として国の対応について意見を述べるのは至極当然のことだと思います。割れる対応の一つとして、拒否している自治体は国が口を出す、そういう性格ではないんだと。地方自治権あるいは人事院制度、無視するやり方はおかしい。容認派は、財政難、民間との差を言っていらっしゃるそうです。しかし、間違えないのは、7.8%分の地方交付税が減額されることは事実であります。したがって、それを人件費の減で対応するのか、他の歳出に影響させて対応するのか、ここが議論の分かれ道であります。申し上げたように、人事院制度を無視した今回の政府の7.8%一律地方公務員の人件費切り下げの強要に断固として反対するものであります。

本件に賛成をいたします。

○山崎委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第7号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第7号について、不採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第7号 地方交付税、国庫負担金・補助金の増額をし、国家公務員の「賃下げ」に連動した地方公務員の賃下げの強要を行わないことを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第8号 消費税増税に反対する意見

書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

○神谷委員

陳情第8号につきまして、民友クラブを代表して、不採択の立場で意見を申し上げます。

今後、社会保障制度を維持、拡充するためには、社会保障と税の一体改革が必要不可欠であると考えます。消費税が不公正な税制とは考えにくく、この陳情に対して賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○安江委員

陳情第8号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書に対しまして、大企業富裕層への優遇税制、米軍への思いやり予算をやめれば、消費税は増税しなくても十分財源は確保できると書かれてありますが、これらをかんがみても、消費税の増税はいかんともしがたいものであると思われまます。一意の会としましては、不採択の立場とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○田中健委員

陳情第8号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書です。これに関しましても、市政会としましては、過去においても終始一貫、態度表明に変更はありませんので、不採択をお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○水野委員

陳情第8号につきまして、憲法改正問題との関係はどうか、因果関係はよくわかりません。消費税を引き上げるに当たっては、本に行財政改革が行われたのか、まだ十分でないとの声が聞こえます。多くの国民の賛同が得られてから消費税を引き上げるべきであり、この陳情第8号は採択でお願いします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○高橋委員

陳情第8号は、採択すべきだという立場であります。

来年4月から8%、再来年10月に10%という消費税増税は、総額13.5兆円にのぼる大増税です。これまでの最大規模の増税は、1997年度の消費税5%並びに所得税増税による7兆円でしたから、文字どおり史上最大の大増税です。しかも消費税は、低所得者ほど重税になるという、貧困と格差拡大につながる増税であります。不公平税制のきわみであります。価格に転嫁できず、経営難や倒産、廃業に追い込まれる事業者が続出したでしょう。最近の円高による燃油や原材料価格の上昇分でさえ転嫁できない事業者の実態が明確であります。にもかかわらず、大規模の影響のある消費税増税は、その被害をはかり知ることができない実態です。それはまさに中小企業はもとより、地域経済に大打撃を与えることは必至でしょう。長期にわたる経済の停滞・後退、国民の所得の減、これらのもとで大増税は、経済と暮らしにとって自殺行為と言わざるを得ないと思います。消費税を増税しても経済が悪くなれば、全体の税収は減り、増税と財政危機の悪循環に陥ることになります。消費税5%増税のあつときも、その後の17年間で消費税増収は累計84兆円増となりましたが、それ以外の税は累計194兆円の減となり、結局消費税を上げたにもかかわらず、110兆円の税収減となったからであります。今回の消費税大増税は、この悪循環をさらに大規模に繰り返す危険性の高い実体ではないでしょうか。

私たち日本共産党は、消費税に頼らない別の道で社会保障の財源を確保し、財政基金の打開を提案しています。第1に、税制のあり方を所得や資産に応じて負担する応能負担の原則に立って改善をします。富裕層の多くを占める株式の譲渡所得の税率が低いため、所得が1億円を超える層は、逆に税負担が軽くなっているという逆転現象が起きています。法人税の実質負担率は、中小企業は

26%なのに、大企業は18%にすぎません。研究開発減税、連結決算税制など大企業に特別に有利な減税制度が現存しているからであります。この不公正税制の改善こそ最優先の課題です。

二つ目は、賃上げを初め国民の所得をふやす政策で、デフレ不況を打開し、日本経済を健全な成長軌道に乗せれば、税収も増加します。この経済改革を税制改革と相乗的に推進していきたいと考えます。大企業の内部留保を使って賃上げをという声は、政治的な立場や経済学の立場の違いを超えて現在広がり、安倍内閣も否定できなくなっているのが実態ではないでしょうか。

第3に、大型開発や軍事費、原発推進予算など、歳出の浪費にメスを入れることは当然です。こうした改革を通じて、消費税によらず、暮らしも経済も破壊する大型増税、この実施を中止し、新しい経済への道に一步踏み出すべきだというふうにいるのが実態ではないでしょうか。

○山崎委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決いたします。

陳情第8号について、採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手少数です。

次に、陳情第8号について、不採決することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第8号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情書の件は、不採決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号 オスプレイ配備、本土上空での訓練反対、普天間基地無条件閉鎖、辺野古「移設」に反対する意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いします。

○神谷委員

陳情第9号に対しまして、民友クラブを代表して、不採決の立場で発言させていただきます。

沖縄県民の負担軽減という観点では理解できるところでもありますが、日米安保条約のもと、国家間の取り決めに関し、知立市議会として意見書を提出するということに対しては違和感を覚えます。そのような理由で、賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにごいませんか。

○安江委員

オスプレイ配備、本土上空での訓練反対、普天間基地無条件閉鎖、辺野古「移設」に反対する意見書につきまして、オスプレイは、米国内で未亡人製造機と言われるように、極めて危険な輸送機であります。墜落など事故が相次いでおり、アメリカ本土やハワイなどでは住民の反対運動によって訓練機域を撤回や変更している、こうした危険なオスプレイを日本に配備するということには反対するものであり、一意の会といたしましては、採決とさせていただきますと思います。

○山崎委員長

ほかにごいませんか。

○田中健委員

陳情第9号 オスプレイ配備、本土上空での訓練反対、普天間基地無条件閉鎖、辺野古「移設」に反対する意見書の提出を求める陳情書につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

今の輸送ヘリCH-46の後継機として、米軍普天間基地に配備されるこのオスプレイ、CH-46に比べて最高時速は約2倍の520キロ、航行距離が約5倍の3,900キロ、一度に運べる兵員数も24名と倍増いたします。沖縄の海兵隊員とともに佐

世保基地にある米海軍の強襲揚陸艦に搭載されて、世界各地に展開すると言われていました。この航続距離が伸びるため、沖縄から1回の空中空輸で展開できる行動範囲が、韓国・台湾・中国上海まで広がるとされており、中国を念頭に南西方向の防衛力の強化を目指す防衛省は、在日米軍全体の抑止力強化につながると強調しています。米国の一部ではウィドゥメーカーなる汚名がつけられ、極めて危険な輸送機とも言われていますが、これは政治的背景が非常に強く、公開された資料によると、10万飛行距離当たりのオスプレイの事故率は1.93であり、CH-53D輸送機の4.51、同じ垂直離着陸をするハリヤーの6.76よりも格段に低く、海兵隊の航空機平均の2.45と比べても低いものであります。また、現行のCH-46の1.1とも大差がないとの反論もあります。安全保障上、出された結論であり、また本陳情におきましては、基地問題にも言及しており、安全保障上においても非常に繊細なこの問題に対して、軽々に口を挟めるものではありません。よって、本陳情は不採択でお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○水野委員

陳情第9号ですが、オスプレイ配備については、日本領土内にオスプレイ自体がないことが望ましい。しかしながら、北朝鮮の核を搭載したミサイル問題もあり、現状ではなかなか難しい問題であります。また、特に沖縄県において、事実精神的においても多大な負担をおかけしているのも事実であります。この問題は、沖縄県の方たちだけに押しつけるのではなく、日本全体で考えるべき課題でもあります。沖縄県民のお気持ちを考えますと、大変心が痛くなります。この陳情第9号におきまして、採択をお願いします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○高橋委員

陳情第9号は採択すべきであります。

昨年9月、民主党政権は、アメリカが進める新

型輸送機オスプレイの普天間基地への配備を容認いたしました。安倍首相も、基本的に野田政権の方針を受け継ぐことを表明し、さらに3月には、辺野古新基地建設のための公有水面埋め立て申請を行うなど、沖縄県民の頭越しに力づくで基地強化を押しつけていることに対し、沖縄県民、日本国民の大きな怒りが広がっています。

自公政権は、沖縄の負担軽減と言いながら、やっていることは、辺野古に最新鋭の巨大基地を押しつけ、オスプレイ配備を沖縄全土を我が物顔で飛行させ、海兵隊を1万3,000人から2万人へ大幅増員するなど、負担増のオンパレードというのが実態です。

オスプレイは、先ほどもありましたように、米国内では未亡人製造機と言われております。開発段階から墜落事故を繰り返し、36人の死者を出した欠陥機です。ことしになってからも、モロッコとフロリダで墜落しています。また、オスプレイにはエンジン停止の際の安全装置、オートローテーションもありません。これがないへりは、日本の航空法では空を飛ぶことはできないのであります。こんな欠陥機を日本の空に飛ばすことは絶対に許されない、認められないというのが前提ではないでしょうか。日本政府は安全宣言をしたということで、可能な限り人口密集地を避けると言っていますが、米軍はこれまでも人口密集地での低空飛行を公然と行い、墜落事故も繰り返しているのが実態ではないでしょうか。私は、そういう意味で本陳情に賛成するものであります。本土での飛行訓練も7コース予定されております。高度60メートルという超低空飛行訓練を行うわけですが、21県、138市町村の上空で行われると言われております。新潟から北陸にかけてのブルールートでは、このルートの移動をする際、愛知県と岐阜県上空をオスプレイが通過するという計画です。こうした事態に対し、全国29都道府県、200の自治体が配備や訓練を中止するよう反対の意見書や決議が採択をされております。先ほど、この種の意見書はなじまないという御意見がありましたが、今申し上げたように、29の都道府県、200の自治

体がこれに対してきっちりと議会在物を言っている、ここをしっかりと見てほしいというふう思うわけであります。私たち日本共産党は、日本政府が日本の国民、沖縄県民の命を守るために、オスプレイ配備の撤回、普天間基地の無条件閉鎖、辺野古への移設反対、さらには日米地位協定の抜本改正、このことを日米両政府に求めたいと思いません。

以上が賛成の理由であります。

○山崎委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

これより採決します。

陳情第9号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第9号 オスプレイ配備、本土上空での訓練反対、普天間基地無条件閉鎖、辺野古「移設」に反対する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第10号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則・武器輸出禁止3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

○神谷委員

陳情第10号につきまして、民友クラブとして、不採択の立場で意見を申し上げます。

憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核三原則を守るということには、平和を望む市民として当然であり、理解できる所でございますが、意見書案の中にある非核三原則や武器輸出三原則が準憲法的政治容喙とは思いません

ん。違和感を覚えます。

以上の理由で、本陳情につきましては賛成いたしかねます。

以上でございます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○安江委員

陳情第10号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則・武器輸出禁止3原則の厳正遵守することに、賛成の立場からこれを求める意見書の提出においては、採択とさせていただきます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○田中健委員

憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則・武器輸出禁止3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出を求める陳情書につきましては、先ほどと同様、過去にも同様の陳情を提出いただき、市政会としましては、そのときと考えに変更ありません。不採択でお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○水野委員

陳情第10号、将来憲法が改正されるかどうか定かではありません。たとえ改正されたとしても、核兵器が存在しない世界がよいに決まっております。唯一の被爆国である日本にとっても、核兵器がないほうがよいのは当然のことです。このことから、陳情第10号については、採択でお願いします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○高橋委員

陳情第10号は採択すべき内容であります。

憲法9条は、平和主義の根幹をなすもので、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を人類共通の願いとして国際的に高らかに公約したものであ

ります。

非核三原則とは核兵器を持ち込ませずを含め、核兵器をつくらず、持たずと並んで、非核三原則を構成する根本原因です。広島・長崎を繰り返すなどの圧倒的多数の国民の叫びを背景に、1950年代依頼の核兵器持ち込み反対の国民的な闘いにより、国として日本の規範の一つとして定着をしてきたのがこの非核三原則であります。そして、長年にわたり、日米安保条約下の政府の言動を縛ってまいりました。佐藤栄作総理、当時は非核三原則を国是と位置づけ、1972年、こう位置づけました。我が国の非核政策の根幹として認めるに至ったわけであります。その限りでは、この陳情書にありますような憲法的規定、歴史の事実はその示しているのではないのでしょうか。ところが、この核の持ち込みについては、核密約があることが明らかになってまいりました。1960年1月19日の改定日米安保条約締結に先立つ同月6日に、日米が核密約を締結いたしました。核兵器搭載の米軍機・艦船の日本への飛来・寄港について、事前協議の対象外にする、核兵器を積んでいても対象外にするということを定めたわけであります。このことを当時の民主党政権は、密約調査を3年がかりで行いました。調査を指揮した岡田克也、当時の外相は、調査結果について次のように述べております。

岡田氏は、核兵器を持ち込ませずを守るかどうかは、将来の時の政権の判断に委ねる、これを公言いたしました。国是としての非核原則そのものの位置づけをあからさまに低めたわけであります。岡田氏は、緊急事態において、日本に核を持ち込まない限り日本の安全が守れないという事態があった場合どうするかという判断は、それは時の政府が決定することであって、今からそれを縛るものではない、こう述べております。したがって、神谷委員がおっしゃるように、超憲法的、憲法に準ずるような規定ではないと、岡田氏がここで述べているのもその実態ではないのでしょうか。こんなことを許してはなりません。私は、核兵器の廃絶とあわせ、非核三原則・武器輸出禁止三原則が遵守され、しっかりと対応されるよう強く求めて、

賛成といたします。

○山崎委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

それでは、これより採決します。

陳情第10号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第10号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則・武器輸出禁止3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第11号 国防軍の設置に反対し9条を守り、第96条の「改正」に反対する意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

御意見等がありましたら、発言をお願いいたします。

○神谷委員

陳情第11号に対しまして、民友クラブを代表して、不採択の立場で発言させていただきます。

現在、国防軍の設置、第9条の改正に対し、現実的に政府からも発議されていると認識しておりませんが、第96条に関しても、国民・市民の間で十分に議論されているとも思いません。そのような中で意見書を提出することは時期尚早であると考え、賛成いたしかねます。

以上です。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○安江委員

陳情第11号 国防軍の設置に反対し9条を守り、第96条の「改正」に反対する意見書の提出を求める陳情書に対し、この問題につきましては、日本

国憲法第9条の精神に立ち返り、平和裏に解決を目指すべく政治的努力が求められるところであります。よって、この問題につきましては、採択とさせていただきます。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○田中健委員

陳情第11号 国防軍の設置に反対し9条を守り、第96条の「改正」に反対する意見書の提出を求める陳情書につきまして、市政会を代表して意見を述べさせていただきます。

現在、活発な議論が行われている憲法改正論ですが、本陳情にある第96条改正イコール第9条改正イコール国防軍は飛躍し過ぎた論理であり、一つ一つについて今、我が日本国を守るために必要なこととして十分議論されるべきことであります。現在議論がなされるところであり、はっきり言えることは、さきの米中首脳会議にあるように、新型大国関係を築くことで合意したと報じられた中で、米中関係が緊密化していくとなれば、いよいよ日本の力が問われることとなります。米中間の谷間に日本が沈むことないよう、自主独立に向けて着実に歩みを進めていくことが大切です。その中で、初めて日米同盟もその意義を発揮すると思えます。今、憲法第96条改正が一つの焦点になっていますが、護憲派の方の意見として、参議院と衆議院の3分の2の賛成を得て、国民投票で過半数の賛成を得るを必要とする改正の基準は、他の国の基準に比べて決して高くない。例えばアメリカは、議会の3分の2の賛成と州議会の4分の3の賛成を必要としていて、日本より基準が厳しいという意見です。しかし、アメリカの場合、日本と同じく憲法改正を発議するには、客足数の3分の2の賛成が必要ですが、客足数がそもそも2分の1ですので、実際ミニマムでいくと、全体の6分の2、全体の3分の1が賛成をすれば、憲法改正は提案することができます。ところが、日本におかれては、議員総数の3分の2ですから、日本の基準はアメリカの倍の厳しさという実態です。州議会の4分の3の賛成についても、読売新聞が

さきの6月7日の朝刊で分析していた内容によると、この基準を日本に当てはめると、既に36の都道府県の賛成が必要ということになり、これは既に政党情勢を鑑みると、クリアしているとも言われています。ですから、アメリカの基準で見れば、日本は既に憲法改正ができる状況が生まれているとも説明をする論者もおります。

二つ目に、第96条を改正したら、ほかの一般の法律と同じようにころころ変えてしまうからよくないという意見がありますが、これもナンセンスであるという意見があります。普通の法律は、国会に提出するのに賛同する議員が約20名です。憲法改正案を提出するには、衆議院なら100名の賛同が必要で、参議院なら50名の賛同が必要です。国会に提出した法律を可決するには、客足数の半分以上の賛成が必要、客足数は全体の3分の1ですから、法律は6分の1の賛成で可決できます。一方、第96条が改正されても、憲法は全体数の半分以上の賛成が必要、国会に提案する基準も可決する基準も法律案よりもはるかに厳しく、さらに憲法は上記の手続で可決しても、その後国民投票により審判が問われます。こうして考えると、第96条を改正することについて、今の時点で、それ自体の是非についてこれからもさらに議論を重ねていく必要があり、現時点での憲法改正についての誤解を一つ一つ解いていくとともに、近隣諸外国の危機が目の前に迫っている今、日本が今の憲法のままで日本を守り切れるのかという議論もこれから必要であると考えます。

以上の立場から、本陳情に対しては不採択の立場でお願いいたします。

○山崎委員長

ほかにございませんか。

○水野委員

陳情第11号、憲法第96改正については、十分な議論がまだされていません。しかしながら、改正ということになれば、いろんな点において慎重に審議しなきゃいけないことも、多々改正されてしまう心配もあります。よって、知立政策研究会は、この第96条改正に反対する意見書については、賛

成としていただきたいと思ひます。

○山崎委員長

ほかにございせんか。

○高橋委員

陳情第11号に賛成するものであります。

安倍自民党政府は、戦力不保持と交戦権否定を規定いたしました憲法第9条第2項を改変して、国防軍をつくることを述べております。これは、自衛隊の名称変更という形式論ではなく、歴代自民党政権が解釈改憲で増強してきた自衛隊を文字どおり第9条第2項の歯どめをとっぱらって、日本の自衛隊が堂々と海外で戦争をする国に変えていこうという根本的な変更です。

きのうの中日新聞、世論調査がございました。第9条改憲に反対55%、集团的自衛権の行使には、53%が否定的だと述べております。また、問題になっている第96条改正に反対は51%、賛成は42%と報道しています。安倍首相はこのように、第9条改正に根強い反対の世論があることを念頭に置いて、第96条ならハードルが低いというよこしまな思惑で、第96条改正を次期参議院選挙の争点にすると表明しています。会見の発議を国会議員の3分の2以上から2分の1以上に引き下げる第96条改正は、単なる手続論ではありません。近代の立憲主義、主権者である国民がその人権を保障するために憲法によって国家権力を縛る、こういう考え方に至ったのが立憲主義であります。そのために、改憲発議の要件も、時の権力者が都合のよいように、簡単に憲法を変えることができないように高いハードルとなっております。憲法改正の発議要件を緩和し、一般の法律並みにしてしまうことは、立憲主義の根本を否定するものであります。

皆さん、とっていただいております赤旗新聞の日曜版の6月2日、読んでいらっしゃるかどうか知りませんが、ここに、1面に自民党元幹事長の古賀誠さんが登場されております。この記事が、今メディアで大変話題になつてくるんです。元幹事長が何で赤旗の1面に登場するのか。6月2日ですね。元自民党の古賀誠さんは赤旗の日曜版

に登場して、第96条改憲に大反対だと表明しています。憲法は、我が国の最高法規です。他の法律を扱う基準と違うのは当然と表明し、現行憲法の平和主義は世界遺産に匹敵する、こう語っております。なかなか語っておられます。ハト派と言われる、保守を代表する政治家の1人であったことは御承知のとおりです。第96条は、国会議員の3分の2以上の合意が得られるまで熟慮と議論を尽くし、それでもなお残るであろう3分の1の意見を含め、十分な判断材料を国民に提供することを国会議員の責務として決定しているわけでありませぬ。安倍首相の第96条の改憲に対し、憲法が憲法でなくなる、邪道だという批判が大きく上がっております。憲法第9条改憲を主張している人たちの間からも、第96条遵守の声が広がっております。今、全国で第9条の会に加え、第96条の会が発足され、立場の違いを超えて、この第96条改憲を執行させない、この世論が高く燃え上がっているところでありませぬ。そのことを申し述べて、本陳情の賛成討論といたします。

○山崎委員長

次に、自由討議に入ります。

本件に対する自由討議の発言を許します。

(「自由討議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

自由討議なしと認めます。これで自由討議を終わります。

これより採決します。

陳情第11号について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(賛成者挙手)

○山崎委員長

挙手多数です。

したがって、陳情第11号 国防軍の設置に反対し9条を守り、第96条の「改正」に反対する意見書の提出を求める陳情書の件は、採択すべきものと決定しました。

ただいま陳情が採択されたのに伴い、意見書の案文について御協議願います。

陳情第3号 日本政府に核兵器全面禁止のため

の決断と行動を求める意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

陳情第9号 オスプレイ配備、本土上空での訓練反対、普天間基地無条件閉鎖、辺野古「移設」に反対する意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

陳情第10号 憲法9条を生かし、核兵器のない世界をめざすとともに非核3原則・武器輸出禁止3原則の厳正遵守することを求める意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定しました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

陳情第11号 国防軍の設置に反対し9条を守り、第96条の「改正」に反対する意見書の提出を求める陳情書の意見書案文につきましては、添付されている案文でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

提出先については、添付されている案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議がないようですので、そのように決定いたしました。

陳情第3号、第9号、第10号、第11号については、本委員会では採択、意見書を提出することになりましたが、意見書議案の提出に当たっては、慣例で通常副委員長でございますが、提出者としている副委員長が反対、不採択しているため、提出者を賛成者の中の年長議員としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

それでは、意見書の議案については、提出者を賛成者の中の年長議員、賛成者は委員長、議長を除く賛成委員として、最終日に議員提出議案として上程をいたします。

以上で、本委員会付託された案件の審査は全て終了いたしました。

なお、本会議における委員長報告の文案につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山崎委員長

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、企画文教委員会を閉会いたします。あ

ありがとうございました。

午後3時25分閉会

ここに経過を記載して、その相違ないことを証する
ためにここに署名する。

平成25年12月 9日

知立市議会企画文教委員会

委員長 山崎 りょうじ